

《研究》

インドの土地改革と 最近の農業構造の変化

—インドの土地改革の位置づけ—

西 口 章 雄

はじめに

I インドの土地改革の理念と現実

- 1) 土地改革における基本的問題点
—小作立法における小作農の保護規定とその効果に関連して—
- 2) 土地改革後における地主・小作関係
 - a) 地主・小作関係の比重
 - b) 分益小作制度下における小作農の状態

II インドにおける資本集約農業の発展と農業構造の変化

—集約農業開発地域計画 (I. A. D. P) を中心として—

- 1) I. A. D. P の背景
- 2) 多収穫品種 (H. Y. V) の導入と農業生産の近代化
 - a) I. A. D. P の性格と役割
 - b) H. Y. V の導入状況
 - c) H. Y. V の導入と近代的生産手段への投資の増大
—機械化農業の発展—

3) 地主の富農化とその諸要因

4) 集約農業の発展と土地所有関係の変化

III むすび—インドの土地改革と農業構造における変化の関連

はじめに

独立後インドにおける土地改革は、急速な自立的国民経済形成の不可欠な一前提条件である封建的土地所有関係の解体をねらいとするものであったが、その廃墟にどのような農業構造をうちたてるかという点では、必ずし

も一定の明白な未来図を持っていたわけではない。概して言えばそこには農業構造近代化の二様の道があった。1つは農村の民主主義的変革による下からの近代化の道—土地所有最高限度の設定→土地なき労働者への過剰地の配分→自作農の創出・育成と協同農業の推進—であり、他は地主の富農化による上からの資本主義的近代化の道である。この二様の道が混在していたといえる。土地改革は前者の道において結実せず、そのかぎりでは不徹底であったと評価できる。土地所有構造の不平等性の持続、農村過剰人口の圧力のもとで人口成長によって加速されている耕地の細分化—小農・過小農問題の深刻化、莫大な土地なし農業労働者の存在、偽装された地主・小作関係の存続などの事象は、そのことを如実に物語っている。これらは相互に絡み合いながら、農業生産力の発展を阻み、深刻な食糧不足、農村社会不安の規定要因として作用してきた。また農業構造の徹底した民主主義的変革主体が、そこから生み出される基盤を形成してきたといえる。

ところで他面では、灌漑・電源開発などへの巨額の国家的投資、農村開発計画・集約農業開発地域計画などにみられるように、国家資本主義的農業政策にもとづく農業生産力基盤の近代化の推進は徐々にではあるが地主の富農化をうながし、上からの農業構造の資本主義的変革の道を切り開いてきた。ここから農村において富農層を中心として、この道にそう農業構造の変革を求める主体的勢力が、形成されてきている。

本稿では、国家資本主義的農業政策の推進が、農業生産力基盤の近代化を通じて、いかように農業の上からの資本主義化を促がしてきたか、この過程で地主・小作関係がいかなる変容を遂げつつあるかを最近における集約農業開発地域計画を中心として考察し、あわせて国家資本主義のもとでの農業の近代化—資本主義化過程が、いかなる内的矛盾を孕ませながら、農業構造の変革をめぐる二つの道の斗争の新しい基盤を形成しているかを見ようとするものである。

I インドの土地改革の理念と現実

1) 土地改革における基本的問題点—小作立法における 小作農の保護規定とその効果に関連して

インドにおける土地改革は、そこにおける様々な社会・経済的事情、土地制度の相違などを背景として、各州において主体的に取り組まれてきたので、それぞれの州の土地改革の内容は、細目において差異がある¹。しかしその一般的特質を描写しうるほどに、そこには共通な諸要素が存在している。ここにそれらを引き出せば以下のとおりである。i 国家と現実の土地耕作者の間に介在した封建地主層の廃除 ii 小作権の保護（公正地代の設定をふくむ） iii 土地所有最高限度（ceiling）の設定 iv シーリングを超過する「過剰地」の土地なき農業労働者への分配と協同農業の推進 v 分散的所有地の交換にもとづく統合。これら共通な諸要素の内的連関の解明とそこから摘出される一般的特質の叙述は、本稿の直接的課題ではないが、本節のテーマに関連して必要なかぎり論及されるであろう。

i の封建地主層の廃除は、ザミンダール（zamindars）、ジャギルダール（jagirdars）、イナムダール（inamdars）などの呼称をもつ制度的な、法定のそれ（以下中間介在者とよぶ）のもとにあった小作農を、前者から切離し、それらを国家との直接的関係のもとにおくことによって、封建的土地所有関係の根絶—自作農の創設をねらいとするものであった。中間介在者の廃除は1956年の末までにはほぼ完了したと考えられる。この時点までに中間介在者地域の約97%に「廃除法」が適用され、その地域の92.4%において、それが実施された。この結果、約2600万人にのぼる中間介在者が、有

1 こうした事情の背景については S. C. Gupta, *India's Agrarian Structure—A Study in Revolution*, 1966, pp. 12-13 を参照。

償の原則にもとづき²廃除された。第4次5カ年計画草案によれば、「過去15年間に、以前の間接在者の小作農2000万人が、国家との直接的関係をもつようになり、彼等の保有地の所有者となった³」ということである。

しかし「直接的関係」という点にかんし、以下のことが問題となる。長年月にわたる植民地支配の結果として、宗主国(イギリス)の資本の要請にもとづく商品流通の発展をみたものの、資本主義的再生産過程を確立しえず—その主導的産業(重工業)の欠落と全般的工業発展の停滞—商業・高利貸資本の土地への投下の偏向と農民層の下方極への転化過程の一方的発展—大量の農村半プロの形成—という事情のもとで、土地の現実的耕作者と国

第1表 諸州の小作立法における小作農の地位

州 ¹	小作農が国家との直接的関係のもとにおかれた状況
ウッタル・プラデシュ 西ベンガル デリー	すべての小作人が国家との直接的関係のもとにおかれた。
(マジャー・プラデシュ マジャー・バーラート, ヴ インジャー・プラデシュ, ポーバルをふくむ オリッサ パンジャブ マドラス ビハール ラジャスターン ヒマチャール・プラデシュ)	
ボンベイ マイソール サウラシュトラ アンドラ・プラデシュ (ハイ デラバードをふくむ)	大概の小作農は、国家との直接的関係をもたず、そのかわり以前の封建地主層が、全小作地の農民的土地所有者(ライヤートワリー保有者)になった。下級小作農は補償金の支払によって土地所有権を購入しなければならない。

注1 州再編成以前

資料 S. C. Jain, *Agricultural Policy in India*, second ed., p. 125 より作成

2 C. B. Mamoria, *Agricultural Problems of India*, sixth ed., pp. 417-418および S. C. Gupta, *ibid.*, p. 18.

3 Gov. of India, *Fourth Five Year Plan, Draft Outline*, p. 126. ここで所有者といわれる場合、ウッタル・プラデシュのシルダール(後出)のように、政府所有地の占有権者をふくむ。彼等が本来的所有権(ブミダリー)を獲得するためには、地代の10倍の支払を必要とする。

家との間に幾重にも封建地主が介在する寄生地主制が、広範囲に普及したインドのような国において、一体小作農のいづれの層が国家との直接的関係のもとにおかれたか。まさにこの点にまず関心をよせざるをえない。第1表によれば、デリー、ウッタル・プラデシュ、西ベンガルにおいてのみ、すべての小作農が封建地主にたいし、何等の補償金も支払らわずに国家との直接的関係を持つようになった。こうしてたとえばウッタル・プラデシュにおいて、ザミンダールをはじめとして、そのもとに従属していた下級所有権者 (sub-proprietors, under-proprietors), 恒久的小作権者 (permanent tenure holders), Avadh における恒久的借地人 (permanent lessees) なども中間介在者として廃除され、彼等のもとにあった小作農(これらもまた小作権の内容において多様である)は、シルダール、アッサミ (assami) として、国家と直接的関係をもつようになった⁴。パンジャブ、マドラス、ビハール、ラジャスターン、ヒマチャール・プラデシュにおいて、この関係のもとにおかれたのは上層小作農にかざられている。ボンベイ、マイソール、サウラシュトラ、アンドラ・プラデシュでは、それは他ならぬ以前の封建地主層であった。こうして大概の州では、以上の関係をもちえたのは、上層小作農か封建地主層であったといえる。

なお中間介在者地域において、中間介在者は sir, khudkasht, khas, bakasht あるいは gharkhed などの呼称をもつ、いわゆる自作農園 (home-firm) あるいは私経営地 (private land) をもっていた。これらの土地は分益小作農または農業労働者によって耕作されてきたのであるが、中間介在者の自己耕作 (personal cultivation) を条件として、彼等の手中に保持することが認められた⁵。ウッタル・プラデシュ、デリーでは、これらの土地が小作されていた場合、彼等にたいし小作農からの土地取上げを禁止

4 B. Singh, *Next Step in Village India-A Study of Land Reforms and Group Dynamics*, 1961, pp. 18-19.

5 C. B. Mamoria, *op. cit.*, p. 418.

したが、⁶ 若干の州、たとえばラジャスターン、マイソール(イナムの場合)、ハイデラバード、サウラシュトラ、アジメール、ポーパルなどでは、中間介入者がかかる条件のもとで保持する土地をもたないか、あるいは法定限度に達しない場合、彼等の小作農によって耕作されてきた土地をふくめ、追加的に土地が割当てられ、一定の khudkasht を形成することが、彼等に認められた。⁷

このことに関してラジャスターンを例にとろう。その全面積の60%を占めたジャギル地域において、ジャギルダールはハイデラバードのそれと同じく、土地所有権をもたなかったが、自己耕作を前提として以下の条件のもとで khudkasht を形成し、そのカーテダール(khatedar—所有権者)になった。1) ジャギル地が60エーカー以下の場合、その2分の1、2) 60~200エーカーの場合—1)項で許与された面積プラス60エーカーを超える面積の15%、3) 200~500エーカー—1)と2)項で許与された面積プラス200エーカーを超える面積の15%、4) 500~1000エーカー—1) 2) 3)の該当面積プラス500エーカーを超える面積の10%、5) 1000エーカー以上—以上5項の該当面積プラス1000エーカーを超える面積の5%(500エーカーが最高限度)。ただし法律の発効以前に、この最高限度を超えて khudkhasht を保有したジャギルダールは、それを保持することを認められた。これにたいしカーテダールとして地租簿に登録されたもの、また小作地の世襲ならばに完全な移転の権利を持ったことが証明される場合を除き、ジャギルの小作農はカーテダールになることができなかった。その大部分を構成する他の小作農は、以下にみられるように大概の州の例にならって、補償金の支払と引替えにカーテダールになる資格を与えられた。⁸

ついで下級小作農が土地改革によってえた権利についてみよう。ウッター・プラデシュ、西ベンガル、デリー以外では、下級小作農は土地からの純所得あるいは地租の2~12倍にわたる補償金を、以前の封建地主に支払うことによって、土地所有権を購入することが認められた。下級小作農に

6 B. Singh, *op. cit.*, p. 17.

7 *Ibid.*

8 Dool Singh, *A Study of Land Reforms in Rajasthan*, 1964, pp. 38-39.

よる封建地主にたいするかかる補償金の支払は、それによって国家が何等の負担なく、ザミンダリーなどの封建的土地所有関係の廃除によって生じた封建地主への補償金の支払を金融することであつた。⁹ D. ソナーのいうように、たしかにそれは「国家にとって有利な企てかも知らないが、その意味するものは幾分混乱している。ザミンダリー廃除の目的は、地主すなわちザミンダールの圧迫から農民階級を救うことであつた。なん年間にわたって、これら地主を維持する負担が農民に課せられてきた。今や彼等にはその負担を取り除くために、全費用を負担するよう要求されている¹⁰」のである。このことが引き起した現実には、「宣伝と理解の不足、有力な地主にたいする恐怖、他の職業を求めて村からの流出のために、多数の下級小作農が土地所有権を獲得できなかつた¹¹」ということであり、おまけに、「現在の法律における抜け穴は、土地からのおい立てと土地返還をひきおこして、彼等の地位を極度に不安定に¹²」した。他方では「そのいくらかは熱心な耕作者となつたけれども、すでに所有権を獲得した多くの小作農は、農耕用雄牛 (bullocks)、農具、種子などを購入するための資金の不足によって、土地改革後彼等の保有地を貸し出した¹³」。これらの事例は、小作立法制定後における小作農の状態の一端を示すものであるが、この点は後程詳細に検討される。

すでにみたように、中間介在者の廃除は制度的な法定の封建地主層の廃除を意味するものであつて、土地の非耕作所有権 (non-cultivating ownership of land) の廃除を意味しない。そこにおいて法律的には、「農民的土地所有者 (peasant proprietors)」あるいは「彼等の所有地の耕作者」とみなされた農民—ライヤート (raiyat) またはパッタダール (pattadars)

9 S. C. Jain, *op. cit.*, p. 126.

10 Daniel Thorner, *The Agrarian Prospects in India*, p. 24.

11, 12, 13 S. C. Jain, *op. cit.*, p. 126.

一が、国家と直接的関係をもち、後者が前者から何等の中間介在者を通ずることなく直接に地租を徴集したライヤートワリー制度地域においても、周知のように時の経過と共に土地が「農民的土地所有者」から高利貸その他の寄生地主階級的手中に落ち入った。¹⁴その結果、中間介在者地域と同様に、この地域においても現実的には寄生地主制が広範囲に普及したのであるが、この地域における封建地主層は、土地改革にさいし廃除の埒外におかれた。この点では、ハイデラバードなどの一部ジャギル地域における場合と同じである。ハイデラバードのジャギル地域において、ジャギルダールはライヤートワリー地域における政府と同じく、土地所有権者を設定し、後者から直接に地租を徴収し費消する権利をもったが、土地所有権者ではなかった。それ故にジャギルダールの廃除は、ウツタル・プラデシュ、西ベンガルにおけるザミンダールのそれとは異なって、その限りでは土地所有関係には何等の変化もひき起さなかつた。¹⁵しかし、ライヤートワリー地域あるいはハイデラバードなどの一部ジャギル地域における下級小作農は、中間介在者地域におけるそれらのように、今日小作立法によってその地位が規定され、あるものは法律によって、「保護された小作農 (protected tenant)」の資格を与えられ、有利な条件で土地を購入する権利を付与された。ただし以下でみられるように、この法律規定の効果は疑わしい。

というのはこれら「保護された小作農」(以下「小作農」で示す場合がある)は、大概以下のような条件をみたすときのみ、小作地購入の権利を行使しうるからである。1) 又貸し・分割されることなく、小作農が特定期間土地を継続的に耕作してきたこと。2) 地代の不払なく、かつ有益な土地の利用がなされていること。3) 地主が自己耕作のために保留することのでき

14 こうして「極めて頻繁に彼の土地の所有者であった同一の農民が、寄生地主のもとにある同一地面の随意小作農になった」。Bhowani Sen, *Indian Land System and Land Reforms*, 1955, p. 78.

15 A. M. Khusro, *Economic and Social Effects of Jagirdari Abolition and Land Reforms in Hyderabad*, 1958, pp. 18-19 および p. 63.

る法定の限度、あるいは将来そのために地主が小作農から取立てることのできる限度を、「小作農」によって保有されている部分が超過していること。これらの点を配慮しながら、小作立法が小作農の地位に与えた影響を幾分詳細に検討するにあたり、結論を先き走るようであるが、以下の2点をまず指摘しておきたい。すでに植民地支配下においても、農民運動の高揚のもとで、ウッタル・プラデシュの世襲小作農・占有小作農、ビハール・ベンガルのライヤートのように、直接的にザミンダールあるいは時にはその下にある下級所有者・恒久的小作権保有者に従属した主として上層の小作農が、特定の条件（以上にみた諸条件がここにあてはまる）のもとで法律によってその小作権が保証され、ある場合にはその譲渡・質入・相続の権利を享受していた。¹⁶ これら上層の小作農は、若干の州において国家との直接的関係のもとにおかれ、小作地の所有権を獲得したことは既述のごとくである。しかし随意小作農、分益小作農、下級ライヤート、非占有小作農などよばれた下級小作農の一部をのぞいて、その小作権にかんし何等の法的保護をも受けなかったという事態は、今日においても実質的にかわっていない（ウッタル・プラデシュ、西ベンガルでは分益小作農は小作農として認められていない）。ついで既述の自己耕作による小作地の取上げ権が、ウッタル・プラデシュ、デリーをのぞいた他の諸州において以前の封建地主層に与えられたことは、「小作農」の規定を、実質的に骨抜きにする結果をともなったということが、考慮されるべきである。以下ではこの点を、若干の調査資料を通じて検討しよう。

¹⁷
ハイデラバード小作・農地法 (Hyderabad Tenancy and Agricultural Act, 1950) によれば、特定期間土地を継続的に耕作してきた小作農は「保護された小

16 B. Sen, *op. cit.*, pp. 68-80.

17 以下の叙述が関係している、この法律および Hyderabad Tenancy and Agricultural Land (Amendment) Act については、A. M. Khusro, *ibid.*, pp. 20-23.

作農」の資格を与えられ、かかる小作農の権利は、世襲的かつ恒久的であり、彼等は有利な条件(市価の40%、8カ年年賦)で小作地を購入し、その所有者になることができるとされた。そして1951年にその資格にかんする証明書が、当該小作農にたいし交付された。普通の小作農にたいしては、5年を下廻らぬこととされているが、小作期間の満期時に追放されうるものとし、こうして彼等は特定期間その身分が保証されたにすぎない。しかしこの法律は既述の自己耕作による土地取上げ権を認めることによって、パッタダールにたいし、この名目のもとに法定限度まで土地を保有するために、「小作農」を追放する誘因を与えることになった。

1951年に「小作農」の資格をえたものが、どの程度まで1954~55年においてその資格を維持し、また土地購入権を行使し、土地の所有者になったかをみよう。

表2によればジャギル地域において、「小作農」の43%が、自発的返還あるいは合法・不合法手段によって、「小作農」の地位を喪失したことが分る。これに

第2表 旧ハイデラバード州における「小作農」の状態(1954~55) 面積%

	不 変	土地購入	自 発 的 返 還	合法的 取上げ	不法な 取上げ	その他	
ジャギル地域	49.82 (45.39) ²	14.94 (12.42)	20.76 (17.83)	1.96 (2.58)	12.62 (22.14)	0.06 (0.12)	
ディワニー地域 ¹	65.58 (61.38)	11.98 (19.69)	5.74 (6.39)	1.32 (0.79)	7.94 (6.65)	7.14 (4.82)	
前 ジャ ギル 地域	Telengana	55.96 (55.50)	21.54 (17.12)	9.48 (10.61)	1.65 (3.54)	11.36 (13.90)	0.009 (0.18)
	Marath- wada	45.90 (23.80)	5.28 (2.12)	30.60 (22.22)	1.06 (0.50)	17.17 (51.80)	—
	Karnataka	30.94 (31.34)	3.95 (5.75)	50.92 (53.00)	4.83 (1.15)	9.31 (9.08)	—

注1. 非中間介在者地域 2. ()内は人数の%

資料 A. M. Khusro, *Economic and Social Effects of Jagirdari Abolition and Land Reforms in Hyderabad*, p. 40, 42 より作成。

たいし「小作農」のたった12%が土地を購入しえたにすぎない。このさい比較的大規模な「小作農」が、かかる権利を行使しえたことが、面積と人数の割合の関係から推定できる。自己耕作(地代の不払い、土地の又貸しをふくむ)を理由とする合法的手段にもとづく土地の取上げによって、その資格を失しなった「小作農」の割合は3%にすぎないが、自己耕作規定がなければそのような事態が生じな

かったであろうと想定しうるならば、「不法な取上げ」もまたかかる法律規定と無関係でないことが分る。「不法な取上げ」は地主による「小作農」の強迫、買収によって、後者を土地から追放することを意味するが、「自発的返還」のうちにも、かかる要素が多分に伏在していると考えられる。なおできうる限り自己耕作地を保留しようとする、地主の欲求より生じた悪意の名目的な土地所有権の移譲 (mala fide transfer)、つまり親戚・縁者、友人などへの土地所有名義の書替えによる法律規定 (シーリング) の回避—これにもとづき、しばしば大規模に行われた小作農の追放もまた、強迫・買収による「不法な取上げ」と密接にからみあって、このうちに含まれている。

第2例としてボンベイ小作・農業法 (Bombay Tenancy and Agricultural Act, 1948) によって生みだされた「小作農」についてみよう。この法律の効果にかんする調査報告¹⁸ (以下 *Working Report*) によれば、もともと小作農のこの資格は、1936年のBombay Tenancy Act によって制定され、'48年 Act. に持ち込まれた。'36年 Act. は'38年1月1日あるいは'45年1月1日のいつれかに直接先立つ6カ年間でくだらない期間、土地を保有してきた小作農を、「保護された小作農」と看做した。特定の小作農がかかる資格を有しないことを証明する責任は、'46年の修正法によって地主に移された。こうして'47年11月8日から、この日付に先立ち地主が申込をなし、所轄官庁が「保護された小作農」でない旨宣言しないかぎり、あらゆる小作農はかかる資格を有するものとみなされ、権利記録簿に登録されることになった。*Working Report* によれば、この記録簿は1947~48年に作成されたと推定されているが、「村の租税当局は、実際に規定に反して、小作農の権利を記録する以前に、小作農が必要条件をみたしたことを知りながら、地主が形式的にその旨の申し込みをなさなかったとはいえ、多数の現存の小作農のために、かかる権利を記録しなかったように思われる」¹⁹とそこで述べられている。こうした事情のもとで、48年 Act は、権利記録簿において、「保護された小作農」として公になったすべての小作農を、そのようなものと看做したのである。

18 V. M. Dandekar & G. J. Khudanpur, *Working of Bombay Tenancy Act, 1948—Report of Investigation*, 1967. この法律の内容については *Working Report*, pp. 3-10.

19 *Ibid.*, p. 4.

ところで1947年11月8日以後に生じた小作は、法律による保護対象からはずされたのであるが、そうなる「かかるものとして、はじめて記録された法定保護小作権が、何等かの理由によって無効にされたり返還されたとき、あるいは何等かの言い掛けによって終結されたときには、法定保護小作権数はそれらのランクへの新参者のない場合、当然の成行において減少するだけであろう」。こうした前置きで、*Working Report* はその標本抽出調査において、以下のことを明らかにしている。1947～48年にはじめて記録された法定保護小作権のうち、78.6%のみが次年度すなわち、1948～49年に存在した。この割合は 71.6, 66.9, 66.8, 57.3 とその後年々減少している。これを小作地面積の変化にかんしてみると、1948～49年において法定保護下にあった小作地は、小作地全体の52.3%に相当したが、その割合は 47.5, 45.1, 44.2, 41.2 へと以後逐年減少した²⁰。この理由についてここで再論を要しないが、ただどの程度「小作農」が土地購入権を行使し、小作地の所有者となることによって、その法定保護小作権を終結させたかが明らかでない。

自己耕作を理由とする地主による小作農の追い立てにかんし、シーリング規定が、形式的には無制限なそれを防止する歯止めとなっているが、現実的には他州の例にもれず、その規定の有効性は制約されている。ここでは法律そのものがこの規定を骨抜きにする抜け穴を設けている。「このシーリングは、それによって小作農が地主のために、小作農としての彼の権利を返還することによって、いつでも小作権を終結し、地主が何等のシーリングによる制約なしに、返還された土地を彼自身のために保留しうる別の規定のために、実際に効果があがりえなかった²¹」。こうした規定のために「とくに土地取上げが、シーリング以上に地主の保有地を引上げることに結果するとき、小作農をして彼の保有地を返還せしめるために、地主が不公正な手段に訴える現実的可能性が存在した²²」。表3は'48年Actが適用され、1957年4月1日から実施されたパローダ地域において小作農がどの程度土地購入権を行使し、土地の所有者になったかを示している。

20 *Ibid.*, pp. 4-5.

21, 22 *Ibid.*, p. 5.

第3表 小作廃止の進捗状況

(1962年10月31日現在)

	耕作者の数 (1957年 4月1日)	小作地 保有者	(2)にたいす る(3)の割合	総耕地面積 (エーカー) (1957年 4月1日)	小作地 面積	(5)にたいす る(6)の割合	裁定されたケース			
							数	(3)にたい する(8)の 割合	面積 (エーカー)	(6)にたい する(10)の 割合
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)
I. パローダ地域	1,30,671	98,827	75.6	13,40,029	2,81,667	21.0	79,988	80.9	2,30,056	81.6
II. パドラ地区	13,064	11,342	86.8	1,03,922	25,400	24.4	11,067	97.6	18,719	73.7
III. 集中的に調査された7カ村	2,148	1,115	51.9	15,830	3,248	20.5	1,062	95.2	2,354	72.5
	小作の否定ならびに所有者になることを拒否したケース				小作農が所有者になったケース					
	数	面積(8)にたいする(12)の割合	(10)にたいする(13)の割合	数	(8)にたいする(16)の割合	面積(10)にたいする(19)の割合				
	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)		
I. パローダ地域	30,805	75,137	38.5	32.6	32,550	40.7	1,05,223	45.7		
II. パドラ地区	4,045	5,721	36.5	30.6	3,686	33.3	9,386	50.1		
III. 集中的に調査された7カ村	647	1,298	60.9	55.1	314	29.4	331	22.5		

資料 M. B. Desai & R. S. Mehta, *Community Development and Change-Case Study of a Block in Gujarat*, 1967, p. 22, Table 14 より作成

2) 土地改革後における地主・小作関係

a) 地主・小作関係の比重 前節においてわれわれは、封建的諸関係のもとにあった小作農が、土地改革によってそこから解放される過程における基本的な問題点を、土地改革(主として小作立法)のあり方を中心として検討してきた。そこから得られた一応の結論は以下のごとし。土地改革はザミンダール、ジャギルダールなど以前の間媒介在者のもとにあった小作農を、国家との直接的関係のもとにおき、この事によって彼等を封建的諸制約から解放され、「個性の開発のための機会」を与えられた自作農として、今後の農村社会発展の中核的担い手たらしめることを意図した。土地改革は他面、以前の封建地主層にたいし *sir, khudkascht* などのいわゆる「自作農園」あるいは法定限度に規定された特定範囲の土地(所有地にかぎらない)を、彼等の手許に留保することを認め、そこにおける所有地耕作者(owner cultivators)たらしめることによって、それらの富農化への道を開いた。後者の道にいたらしめる法制的パイプが「自己耕作」であった。土地改革の結果、国家との直接的関係のもとにおかれた層は、一般的にいて上層小作農と以前の封建地主層そのものであったことは措て置き、自己耕作なる既述の法制的パイプは、また現実的には、小作農の自作農への転化の道を閉塞し、それを通じて多数の小作農をプロレタリアートに転化せしめる媒介環となった²³—土地改革の原蓄的役割。

ところで上述の過程において土地から切り離された小作農のプロレタリアートへの転化を実質的に媒介するものは、工業の発展をおいてはありえ

23 Hari Prakash Sharma, *Land Reforms in a Village in the Union Territory of Delhi, Problems of Rural Change-Some Case Studies*, ed. by M. S. More, 1963. この研究は土地改革のこの側面を如実に実体調査によって描写している。とくに興味をもたれたのでここにあげておく。なおこの内容は、以下の論文でくわしく紹介されている。古賀正則「インド」、後藤瀧吉編『アジア現代史』1969年、260-263ページ。

ない。独立後インドにおいて近代的重・化学工業設備と技術を外部から導入し、この工業部門の発展を国家部門にゆだねる形で、これを基軸として自立的な資本主義的国民経済形成の過程が始動したことは、周知の通りである。これら近代工業はインドの経済発展の一般水準からみれば、それから全く突出的な、その意味で超高度な技術構成によって特徴づけられる。これら工業の周辺に編成されていく関連工業部門（たとえば補助産業）についても、インド農民の一般的、社会的発展水準からすれば、程度の差があれ同じことがいえよう。近代的労働過程は彼等にとって無縁な存在であるか、あるいは雑役・運搬・建設労働力として、その周辺に配置される単純労働力としてのみこの過程に関係しうる。こうしてこれら工業部門はシビアーに彼等の参入を制限している。独立後インド政府は村落・小規模工業の育成を積極的に推進してきたが、この政策がどの程度、近代工業の発展と両立する形で、農村過剰人口の吸収にかんして現実的役割を果しうるかは、それ自体検討を要する。ここで言うことは、都市における非生産的サービス労働力の極端な肥大化、人口成長によって加重される農村における失業・半失業状態の深刻化→土地への人口圧力の強化などの現象は、かかる育成策の推進、経済開発計画の実施にともなう社会的間接資本の拡大にかかわらず農業外雇用機会がいちじるしく制約されていることを示しているということである。こうした現実的前提条件に規定されて、土地から切り離された小作農は、何等かの形で土地に再結合されていかざるをえない。ところが土地の賃貸しの禁止（ウツタル・プラデシュ、西ベンガルの場合）、小作立法・公正地代の法的規定による小作農の耕作権の保護、将来における国家による小作地取上げにかんする地主の懸念の存在、といった土地改革後新しく生み出された事情のもとで、この再結合は「非公式に小作契約が続けられるという当事者間の諒解」にもとづき、「隠蔽された」形で地主・小作関係（その支配的形態は分益小作制度である）

を広範囲に存在せしめることになった。以下ではこの実体にふれるまえに、地主・小作関係が、インドの農業構造(ここでは土地保有関係)においてしめる比重について考察しよう。上述の事情によってその正確な量的表現をうることはもとより極めて困難であることをまずここに付言しておこう。

表4によれば小作(純小作, 自小作あわせ)は、全印ベースでみれば、農家数において23.16%, 耕地面積では22.41%をしめている。ところがその普及度は州によって異なっている。比較的人口稠密なインド東北・東南の

第4表 自作・純小作・自小作別農家数(h)と耕地面積(a) (%)

州	農 村 地 域					
	自 作		純 小 作		自 小 作	
	h	a	h	a	h	a
1	2	3	4	5	6	7
ジャム・カシミール …	58.21	53.06	7.90	7.05	33.89	39.89
パンジャブ …	51.66	51.40	13.76	9.77	34.58	38.83
ラジャスターン …	88.96	89.01	3.87	2.55	7.17	8.44
ウッタル・プラデシュ…	89.53	91.39	3.22	1.67	7.25	6.92
マジャー・プラデシュ…	80.21	80.09	5.55	3.28	14.24	16.63
ビハール …	67.82	67.82	7.35	7.35	24.83	24.83
オリッサ …	77.83	78.09	4.89	2.87	17.28	19.04
西ベンガル …	65.64	65.05	13.34	10.18	21.02	24.77
アッサム …	62.91	65.37	15.39	9.36	21.70	25.27
グジャラート …	86.54	86.67	4.07	2.62	9.39	10.71
マハラシュトラ …	78.49	77.31	7.29	3.84	14.22	18.85
アンドラ・プラデシュ…	78.98	76.68	6.28	3.68	14.74	19.64
マイソール …	70.47	67.38	10.11	4.84	19.42	27.78
ケララ …	54.90	42.79	32.53	34.72	12.57	22.49
マドラス …	76.21	78.08	10.96	6.64	12.83	15.28
全 印 度 …	76.34	77.59	7.70	4.22	15.46	18.19

資料 P. S. Sharma, A Study of the Structure and Tenurial Aspects of Rural Economy in the Light of 1961 Census, *Indian Journal of Agricultural Economics*, Vol. xx, No. 4, Oct/Dec, 1965, p. 49.

24 土地改革後における地主・小作関係の特徴については、浜口恒夫氏のすぐれた研究がある。氏の最近の論文「インドの土地改革と農業構造の変化」『大阪外国語大学学報』, 20号(102-107ページ)を参照されたし。氏はここで「小作関係の自己耕作への偽装と小作制度全体の分益小作形態への傾斜」を、実証的に解明されている。

米作地帯において小作率が高い。こうしてケララ州において、それぞれの比率は55%、57%である。アッサム—37%、35%、西ベンガル—34%、35%、ビハール—32%、32%、パンジャブは人口密度が相対的に低い、小作率は高い。ウッタル・プラデシュでは人口密度は相対的に高いが、自作が圧倒的である。表5は土地保有規模別に自作・純小作・自小作の普及度をみたものであるが、これによるとジャム・カシミール、ウッタル・プラデシュ、ビハール、オリッサ、西ベンガル、アッサム、ケララ、マドラス(主として上述の米作地帯)において、純小作は農家数においても、耕地面積においても、全体の50%あるいはそれ以上が、5エーカー未満の土地保有規模に集中している。とりわけケララでは純小作農家総数の92%、純小作地面積の61%が、ここに集中している。ジャム・カシミールでは76%、50%、ウッタル・プラデシュ—85%、52%、ビハール—90%、60%、オリッサ—84%、55%。西ベンガル—82%、54%、アッサム—88%、64%、マドラス—88%、56%、これにたいしパンジャブではこれらの比率はそれぞれ32%と8.6%である。

自小作は一般的に保有地規模の増大とともに、農家数および耕地面積からみて、純小作のそれより大なる比重をしめ5エーカー以上50エーカー以下の保有地規模において普及している。しかし先にみた諸州(ジャム・カシミール→マドラス)において自小作農家数の60%あるいはそれ以上が、5エーカー未満の保有地規模に集中している。ケララ—84%を最高として、ジャム・カシミール—69%、ウッタル・プラデシュ—65%、ビハール—64%、オリッサ—61%、西ベンガル—65%、アッサム—59%、マドラス—65%。ケララでは自小作地面積の全体にしめる、この規模にぞくするその面積の比率もまた最高の46%である。こたにたいしパンジャブでは自小作農家数の13%、その面積の3%が、この保有地規模にぞくしている。上述の諸州ではまた、自作農の65~95%が、5エーカー未満の土地保有規模に集中している。こたにたいしパンジャブ—30%、ラジャスターン—32%、マ

ジャー・プラデシュ—38%, グジャラート—36%, マハラシュトラ—36%。

以上要するにインド東北と東南の米作地帯において、自作、純小作、自小作ともに、保有地規模にかんし過小農、小農経営が相対的にみて支配的であり、小作の普及度、土地への人口圧力もまた相対的に高い。最後の点についてこたを100エーカー当りの農業労働者（農業家族労働者と賃金労働者）の数においてみると、たとえばケララ、西ベンガルにおける121人と51人に対して、パンジャブの19人、グジャラートの21人と相当なひらきがある(Sharma, *ibid.*, p. 72, Table XIII)。

b) 分益小作制度下における小作農の状態 ここではラジェジンスキー²⁵報告を中心として、土地改革後における地主・小作関係の態様の一端をなが

25 この点は耕地の平均規模に反映している。ケララにおける1.83エーカーを最低として、ジャム・カシミール、ウッタル・プラデシュ、ビハール、オリッサ、西ベンガル、アッサム、マドラスにおいて、それぞれ3.8, 5.3, 4.8, 5.2, 4.1, 4.8, 4.6, これにたいしたとえばパンジャブ—13.8, ラジャスターン—16.0, グジャラート—12.5, マハラシュトラ—12.9 (P. S. Sharma, *ibid.*, p. 53)。しかし、ここでことわるまでもなく、農作物・農業方法(粗放か集約か)・土地生産力などの相違を考慮にいれる場合、土地保有規模によって、全印度的ベースで農民層を過小農、小農、中・大農と区分することに問題がある。過小農、小農の普及度はここではただ相対的にのみいえることである。15エーカー以上の保有地規模にぞくする農家数・耕地面積の比重は、集約的な米作地帯に比し、それ以外の粗放的な雑穀・麦類の生産地帯においてはるかに高い。たとえば、ケララの0.84, 13.25にたいし、パンジャブ—30.45, 65.36。後者の比重が相対的に高いことは、粗放的農業経営が集約的なそれに比し、比較的多額の投資を必要とし、きりとて小規模経営は土地の単位当りの生産力が低いために成り立ちがたいことに一因しているように思われる。これにたいし人口密度の稠密と農業外雇用機会の欠如のもとで、土地の生産力が相対的に高く、労働集約的な小規模経営が成り立つことが、米作地帯において過小・小農経営が広範に普及している原因であると考えられる。これらの事情はもちろん程度の差であって、以下のことを見落すべきでない。インドでは一般的に、5エーカーの保有規模が、ともかく家族の生活を維持するために必要なそれである、といわれているが、しかしどの州をとってみても5エーカー以下の土地を保有する農家数の割合は相当に高く、これにたいしこの規模にぞくする耕地面積の比重はそれと対照的に低い。全印度的レベルでは、農家総数の57%が5エーカー以下の土地を保有し、それらの耕地面積は全体の16%にすぎない。これにたいし15エーカー以上を保有する農家数は13%を占めるにすぎないが、その耕地面積は全体の51%に相当する。土地保有状態におけるアンパランスはどの州においても特徴的にみられる。

26 Wolf Ladejinsky, *A Study on Tenurial Conditions in Package Districts*,

めよう。L報告によれば、ラ氏の調査地域（注26参照）において、小作地は耕地面積の50%あるいはそれ以上をしめ、小作形態は分益小作が支配的であるということである。固定地代が支払られるケースもあるが、「パッケージ計画（I. A. D. P一筆者）によって引き起されたか否かにかかわらず、何等かの生産力の増大は、固定地代の騰貴を生ずる²⁷」ので、「固定地代にかんし固定されたものは何もない²⁸」く、「それらは一つの方向、上方にのみ移動する高度に弾力的な地代²⁹」である。かくして現実的には「固定地代と分益地代（share rent）の境界は消去され³⁰」ている。分益小作契約は大概口頭でなされ、それ故に「小作農は彼等の保有地にたいする権利を実証するためのどんな文書による証拠も持合せていない³¹」。かかる口頭契約は「“耕作権”にたいする、ありうべきどんな主張をも防止し³²」、自己の土地所有権の安全を計ろうとする地主の配慮によって規定されている。分益小作農は地主の意志次第で、いつでも追い立てられる不安定な地位におかれており、この事情は「目前に二者択一的な職業がなく、いつでも彼等の地位につく用意のある莫大な農業労働者³³」が存在しているという条件のもとで、地代の決定において、分益小作農を不利な立場においこんでいる。各州政府は公正地代（政府灌漑施設を利用する場合、一般的に粗生産物の50

Gov of India, Planning Commission (以下L報告)。L報告は代表的な I. A. D. P 地域（後出）における土地保有状態を、この地域の特定地区における住民、地域・地区行政官吏、I. A. D. P 関係担当官などの面談方式にもとづく現地調査によって分析し、それが農業生産力の発展に否定的な影響を及ぼしていること、ならびに現行の土地政策における諸欠陥を強調し、農業構造における変革の方向を提起したものである。I. A. D. P 5 地域にかんするラ氏のノートが、1963年5月に計画委員会に手渡たされ、1965年に公刊された。

なおL報告は大内氏によって詳しく紹介されている。大内 穂「インドのパッケージ地区における土地保有条件の研究」『アジア経済』、1968年2月15日発行。

27, 28, 29 L報告, p. 30.

30 *Ibid.*, p. 14.

31 *Ibid.*, p. 13.

32, 33 *Ibid.*, p. 15.

%—筆者)を法律で定めているが、それは「大概侵害されてきた」³⁴。分益地代は粗生産物の60~65%が一般的で、ある場合にはそれ以上である。アンドラ・プラデシュの小作法(1956年)によれば、公正地代の決定にさいし、小作農はこの法律が適用される一カ年以内に、タシルダールに申し込まなければならないことになっているが、「ほとんどの小作農は、彼等の保有地を確かなものと感じていないので、もちろん彼等は追い立てられ、他の小作農あるいは農業労働者によって置き換えられることを恐れて、公正地代の決定をタシルダールに申し込むことを気付かうであろう」³⁵。この法律は一定期間(その後年々延長された)耕作権の保証を与えている。しかし、「地主は彼等の意のままに土地の返還を命じうるほど十分強力である。……かりそめに小作農が彼の権利を主張するならば、彼はその耕作権を証明しなければならないだろうが、……明らかにどんな小作農も、その保有地の権利をもつと書かれた何等かの証拠をもつことなしに、遠隔の裁判所で高価な訴訟に引き出されることを好まないであろう」³⁶。シャーハバードに適用された小作立法—Bihar Tenancy Act (1885年)によれば、12年間土地を保有してきた場合、小作農はその耕作権を法律によって保証されることになっているが、ラ氏はこれに関して以下のごとく述べている。「過去において小作は長い期間にわたって継続されてきた。12年の規則が施行されたとき、いくらかの小作農は、耕作権を獲得した。法律全書に規定をもつ今日、12年あるいはそれ以上の期間、土地を保有することを小作農に認めるほど馬鹿げていると期待しうる地主はいない」³⁷。かかる小作農の地位を保護する法律の制定は、場合によっては地主の土地所有権を取上げられる可能性の生じた状況のもとで、後者をして、耕作権の存続の証拠となる文書契約を避け、口頭契約を結ぶ方向に、また大掛りな小作農の追い立てに

34, 35, 36 *Ibid.*, p. 22.

37 *Ibid.*, p. 30.

向わせしめたといえることができる。まさしくラ氏のいうように、耕作権の保証を与えることを目論んだ法律は、「皮肉にも小作農の問題を一層悪化させた³⁸」といえよう。もちろんこの法律の意義を無視するものではないが、地主に妥協的な形で法律規定に多くの抜け穴を設け、地主の土地所有権の保護—その富農化を他面において目論んだ土地改革のあり方—国家権力のブルジョア的性格が、問われなければならない。

以上、L報告の簡単な要約にもとづき土地改革後における地主・小作関係のあり方をながめてきたが、一応ここで、インドの土地改革にたいする評価を与えれば、以下のごとく述べることができる。インドにおける土地改革は封建的な諸関係のもとに土地に緊縛されてきた小作農＝農奴を土地から切り離し、一部の比較的上層の小作農、すでに土地改革以前に耕作権を保証されていた一部の小作農をのぞいて、それらを農業労働者に転化すると共に、他面では地主の意志によって、いつでも農業労働予備軍の貯水槽に投げ込まれるテンポラリー・テナント＝農村半プロの大軍を生み出す法制的テコとして作用した。

地主・小作関係の広範な普及、そのもとでの小作農の地位の不安定性、小作農にたいする地主による高率地代の強要は、いうまでもなく農業生産力の発展にたいし重大な足かせとなる。L報告はこの事情を種々なる側面から考察し、以下のごとく結論している。「技術的、金融的資源をもつ I. A. D. Pでも非常に重要な諸々の方向から小作農を侵害している諸困難を克服することはできない³⁹」。彼はつまるところ、ここでは既述の地主・小作関係を解消する何等かの抜本的施策がなされない限り、I. A. D. Pが農業生産力の発展にあたる役割にかんし、否定的見解を述べているのである。これにたいしわれわれは、この面を否定するわけではないが、次章においてこの計画が地主・小作関係に与えた影響を、主として前者へのそれを検

38 *Ibid.*, p. 14.

39 *Ibid.*, p. 16.

討し、これを通じて I.A.D.P が農業構造の変革にたいしてもつ影響力（もちろんその質的側面への影響はさまざまな媒介項を通じてあらわれる）を積極的に評価して行こうとするものである。こうした仕方ではじめに本稿のはじめに列挙した諸点の遂行において不徹的な側面が強調されるなかで、見落されがちであった土地改革と農業改革（農業生産力の近代化政策）→農業構造の変革との関連、この面からする土地改革の意義と役割について考察されるであろう。以上のことから理解されるように、以下においてわれわれは既述の地主・小作関係を、農業構造の質的・生産力的変革の流動的過程のうちにあるものとして、それがこの過程から不可避に受けるそれ自体の変化のあり方を見つめて行こうと思う。こうして I.A.D.P の「農業構造にたいする変革作用」にかんする否定的見解が、そこに落ち込んでいた「地主・小作関係」の静態的・固定的把握—「後者」の「前者」にたいする規定的作用の一面的強調、そこからくる農村社会変革方向の政治次元的提起（ラ氏の場合正しくそうである）から脱し、I.A.D.P をはじめとする諸種の農業生産力近代化政策のそこへの浸透によって形成される、インド農村社会の新しい矛盾の性格を見極め、このことによって、この矛盾の展開を媒介とし、ここに客観的に根拠づけられている今後の農村社会のあり方をめぐる二つの道の斗争—「シーリング」の棚上げ→大規模農業の推進→農村社会の上からの資本主義的変革か、下からの徹底した民主主義的変革（これとの関連で土地改革の徹底的遂行、すなわち「シーリング」の完全実施→過剰地の接收・不正な地主の取上げ地の奪還→協同農業の推進）かをめぐる斗争—の現実的姿態の解明にせまる足場をきづきたいと思う。もちろんこれらの課題を十分に果たすためには、後日を期さねばならない。

II インドにおける資本集約農業の発展と農業構造の変化 —集約農業開発地域計画 (I. A. D. P) を中心として—

1) I. A. D. P の背景

I. A. D. P (Intensive Agricultural District Programme) は1960~61年から開始された。まずその背景を I. A. D. P にかんする報告書にそってみよう。⁴⁰ I. A. D. P 「Report」によると、この計画は「第1次5カ年計画(以下 F. F. Y. P) 以後、農業発展を促がすために取られてきた諸手段を継続するなかでの一つの重要な手段」⁴¹であった。周知のように F. F. Y. P は、1950~52年にわたる農業生産不振のまっただなかで開始された。この時期に穀物消費量の8%が輸入され、51年における穀物輸入量は480万トンに達し、穀物価格は1950~51年間に10%以上騰貴した。F. F. Y. P が農業生産に高い優先順位をおいた理由の一つは、ここにある。F. F. Y. P において農業生産の向上は「一方では大・小規模灌漑、他方では荒地の開墾などによる土壌の改良」と「新しく組織された農村開発計画 (Community Development Programme) によって『農村の社会的経済的生活の変革の過程』⁴²を創出する」ことのうちに求められた。この結果1949~56年にわたる7カ年における、灌漑面積は18%、粗作付面積—15%、農業生産高は22%の増大を示した。これにたいしてこの期間における人口は13%だけ増大した。結果として食糧事情は好転した。しかしその後における人口成長は、F. F. Y. P の National Malaria Control Scheme その他の公衆衛生上の諸措置の「大なる成功」によって促進され、食糧需給の不均衡(食糧不足)を深刻化した。F. F. Y. P は5カ年間の人口増加を2400万人と推定した。これにたいし第2次5カ年計画—2400万人、第3次5カ年計画—2600万人、1971年に終るその後の期間—3100万人。つまり20年間にお

40 *Report on the Intensive Agricultural District Programme (1960-68)*, Vol. I, Expert Committee on Assessment and Evaluation, Min. of Food, Agriculture, Community Development & Cooperation 1969, (以下 I. A. D. P 「Report」)。

41, 42 *Ibid.*, p. 1.

ける人口増加は1億人と推定されてきた。しかし今日それは2億と見積られている。かかる急速な人口成長によって拡大する食糧需給の不均衡を背景として、1957～58年における不作を直接の契機として、I. A. D. P が登場した。

以上は I. A. D. P 「Report」による「背景」の説明である。もとよりかかる不均衡は、上述の現象面での解明ではつくせない根因を、農業構造のうちに宿している。インドにおける土地改革は、土地の私的所有制度には手を触れず、それを封建的なそれから資本主義的なそれへの変革を志向した。まさにかかる前提のもとでの改革であったことにより、それはインド農業構造の生産力的側面における一特徴を形成する農業生産力の強度な自然依存性—自然的制約性のもとで、記述のように広範囲に地主・小作関係を温存させることに結果し、かかる事情が農業生産力の発展の重大な足かせとして作用した。急速な人口成長は、こうした事情のもとで、食糧需給の不均衡を一層深刻なものにしたといえる。しかし、一連の5カ年計画の遂行のもとで具現されてきた農業生産力の自然的制約性の漸次的克服過程(農村の電化・灌漑施設の拡充など)はその他の補完的な国家的諸措置(たとえば農民とりわけ地主にたいする農業生産力改良のための国家的金融・財政措置、農業技術改良普及事業など)とあいまって、農業構造の近代化の推進力として作用し、上からの農業資本主義発展の道(地主の富農化)を準備してきたといえる。この点が I. A. D. P を中心として以下において考察される。

2) 多収穫品種(H. Y. V)の導入と農業生産力の近代化

a) I. A. D. P の性格と役割 上述した食糧需給の不均衡の深刻化に促進され、この解消を計るためにインド政府は1959年の始めに、「農業状態の注意深い研究と、今後の行動のための提言をなすために、インド人専門家との密接な協力のもとで作業する」⁴³ フォード財団によって後援された農

43 *Ibid.*, p. 2.

業専門家チームを招いた。このチームは1959年4月に“India's Food Crisis and Steps to meet it”というタイトルの報告書を、インド政府に提出し、そこで「食糧政策と計画が再編成されないかぎり、生産と需要の間に相当なギャップが存在するであろう⁴⁴」と指示した。ここでなされた勧告を受け入れてインド政府は、I. A. D. P を作成するために、第2次フード財団チームを招いた。このチームは1959年11月に、“Suggestions for Ten Point Programme to Increase Food Production”と題する報告書において、インド政府に提言をなした。ここでなされた“Ten Point Programme”が、I. A. D. P の方向づけを行ったといえる。これらの諸点は以下のごとし。⁴⁵

- i. 協同組合の強化によって、生産の可能性にもとづく適切な農業信用を与える。
- ii. サービス協同組合を通じて、化学肥料・殺虫剤・改良種子・改良農業用具その他主要な農業生産手段の適切な供給を計る。
- iii. I. A. D. P 参加農民に、保証された価格協定によって価格インセンティブを与える。
- iv. 市場向余剰にたいし、十分な市場価格を確保せしめるための市場調整、販売上の便宜を計る。
- v. 諸地域における各開発ブロックにおいて具体的な農業技術・経営上の指導を与える。
- vi 個別的な農業計画への農民の参加。
- vii. 生産増大のため、各村段階での計画（家畜改良計画をふくむ）による農村の改良、農村の諸機関ならびに指導性の強化。
- viii. 地域労働力を利用して、排水・築堤・土壌管理・小規模灌漑・道路その他の開発事業を推進する。
- ix. 計画の分析と評価。
- x. 最大限の速度と効率をもって、計画を遂行するために不可欠な全資源を、村・ブロック・地域・州・中央ごとに開発優先順位を基礎にして統合する。

以上の諸点のうち価格インセンティブをのぞき、インド政府に受入れられ（ただし viii は I. A. D. P と直接関係しない）、I. A. D. P は1960年から、「理念から実施と行動の段階」に移った。しかし I. A. D. P はどこまでも、以上の諸点の実施を通じて、インド農業生産力を強化・近代化するための

44 *Ibid.*, p. 3.

45 *Ibid.*, pp. 3-4.

「ペース設定的な宣伝計画 (“Pace Setting” demonstrational programme)」であり、他方では「行程発見的な実験計画 (“path-finding” experimental programme)」である。⁴⁶ 以上のような性格と役割をもつ I. A. D. P を実施するため、インド政府は1959年にインド諸州のうちから以下の7地域を選定し、既述のごとく1960～61年から、それが実施段階におかれた。その後 I. A. D. P は各州に一地域をカバーするように残余の諸州にも広げられた。

州	地 域	実 施 年
タミル・ナード	タンジョール	(カリフ 1960～61)
アンドラ・プラデシュ	ウエスト・ゴダヴァリ	(ラビー 1960～61)
ビハール	シャーハバード	(“)
マジャール・プラデシュ	ライプール	(カリフ 1961～62)
ウッタル・プラデシュ	アリガール	(“)
パンジャブ	ルジーアナ	(“)
ラジャスターン	パーリー	(“)

I. A. D. P が既述の諸点の実施を通じて、農業生産力の強化・近代化にたいし、果たしてきた実績の評価をふくむ若干の I. A. D. P に関する報告書が公にされている。ここでは多収穫品種計画 (High Yielding Varieties Programme—以下 H. Y. V 計画) の実施状況を中心として、I. A. D. P の上述の役割について考察する。

b) H. Y. V の導入状況 H. Y. V 計画は1965、66年と2年続きの異常早魃による農業生産力の減退—食糧不足という事情のもとで、「短期間に」農業生産力を増強する「新しい戦略」として、1965～66年における準備的作業の後、1966～67年のカリフ作物の栽培期 (Kharif season) に全州において開始された。⁴⁷ もちろん全州といっても、この計画の対象地域は、

46 Ibid., p. 4.

47 Report on the High Yielding Varieties Programme (Studies in Eight Districts. Kharif, 1966-67), Directorate of Economics & Statistics, Min. of Food, Agriculture, Community Development and Cooperation, 1968 (以下 H. Y. V. P [Report]). p. I, p. 8.

I. A. D. P・I. A. A. P (Intensive Agricultural Area programme) 地域をはじめとする、農業生産力にかんし比較的先進的な州内の諸地域・地区に限られた。なかでも I. D. D. P 地域が、H. Y. V の導入を軸とする農業生産力の強化・近代化過程—別名「緑の革命 (green revolution)」—にたいし、推進的役割を果たしている。このことは表6からうかがわれる。H. Y. V の総播種面積にしめる I. A. D. P 地域の当該面積の比率は、全品種の総

第6表 H. Y. V の播種面積 (1000ヘクタール)

年	作物	全品種の播種面積			H. Y. V の播種面積			H. Y. V の普及度	
		インド全体	I. A. D. P 地域	I. A. D. P 地域の割合	インド全体	I. A. D. P 地域	I. A. D. P 地域の割合	インド全体	I. A. D. P 地域
1966	米	35251	3666	10.4	889	165	18.6	2.5	4.5
	小麦	12836	487	3.7	541	348	6.4	4.3	7.2
1967	雑穀	35367	330	0.8	457	11	2.4	1.3	3.3
	計	83456	4483	5.4	1887	211	11.2	2.2	4.3
1967	米	36722	3893	10.6	1984	440	22.2	5.3	11.3
	小麦	14916	540	3.6	2706	303	11.2	18.4	56.1
1968	雑穀	36746	327	0.8	1387	26	1.8	3.7	7.9
	計	88384	4760	5.4	6077	769	12.6	6.8	16.1

資料 I. A. D. P 「Report」, p. 101.

播種面積にしめる I. A. D. P 地域のその比率よりも高く、その結果 H. Y. V の普及度 (1966~67年) は、インド全体のそれと比較した場合2倍以上である。1967~68年には、前年におけるそれと対比して、H. Y. V の普及度は I. A. D. P 地域において、4.3%から16.1%へと顕著に増大した(インド全体—2.2%→6.8%)。

H. Y. V の播種面積を I. A. D. P 地域別にみて、それぞれの地域がぞくする州における当該面積にしめる I. A. D. P 地域のその比率をとったのが表7である。これから分るようにタミル・ナード州タンジヨール(米)、ビハール州シャールハバード(小麦)、西ベンガル州ブルドワン(米)、オリッサ州サムバルプル(米)、アッサム州カチャール(米)などの I. A. D. P 地

域が H. Y. V の普及にかんし、先駆的役割を果たしている。それぞれの州における H. Y. V の播種面積にしめる上記 I. A. D. P 地域の割合は、61.5%、46.7%、31.3%、28.0%、43.98%である。カチャールのように

第7表 地域別 H. Y. V の播種面積 (1000ヘクタール)

地 域	作 物	1966~67年			1967~68年		
		I.A.D.P 地 域	州全体	I.A.D.P 地域の%	I.A.D.P 地 域	州全体	I.A.D.P 地域の%
タンジョール	米	94	152	61.5	266	502	53.0
ジャーハバード	小 麦	11.6	25	46.7	80	200	40.0
	米	3.0	67	4.7	55	317	21.4
ブルドワン	米	8.2	26	31.3	29	131	22.2
サムバルプール	米	12.8	45.7	28.0	22.8	150	15.2
ライプール	米	9.3	52.6	17.7	18	32	56.2
ルジーアナ	小 麦	7.1	58.8	12.0	100	607	16.5
	メーズ	4.7	40	11.6	9.3	28.8	32.2
スーラート	米	0.03	0.3	10.0	N.A	N.A	N.A
バーンダラ	米	2.6	76	3.4	2	68	2.98
西ゴダヴァリ	米	3.8	275	1.38	17	351	4.87
アリガール	パジラ	N.A	N.A	N.A	5.2	31.2	16.49
	小 麦	12	363	3.31	74	1416	5.24
アレーベイ	米	0.7	70.4	1.10	0.6	83.8	0.72
マンジャー	米	0.6	29	1.95	0.14	53	0.23
バルガート	米	15.5	70.4	22.01	4.3	83.8	5.07
カチャール	米	0.96	2.18	43.98	4.86	56.65	8.58

資料 I. A. D. P 「Peport」, p. 101.

H. Y. V の播種面積の絶対量は小さくても、そこにおいて果されている H. Y. V 導入の宣伝・実験的役割を否定することはできない。農業生産力にかんし先進的な州あるいは地方にぞくするルジーアナ、アリガールなどの I. A. D. P 地域では、当然のことながら、そこにおける H. Y. V の播種面積が州全体のそれにしめる比率は、相対的に低い、これら地域がそれぞれの州における H. Y. V の導入を媒介とする農業生産力の強化・近代化にかんし、主軸的地位にあることは、後程ふれられる。そこを基点として徐々にではあるが、H. Y. V の播種面積が当該地域に比し、より急速に州

全体に広がりつつあること (I. A. D. P 地域の比率の相対的低下) は、以上述べた I. A. D. P 地域の「役割」あるいは地位を物語るものと考えられる。とはいえ、今日のところ I. A. D. P 地域のもつ H. Y. V の伝播媒介作用は、ルジーアナ、アリガールを中心とするパンジャブ州 (ハリアナ州をふくむ) とウツタル・プラデシュの西部において、小麦に重点がおかれて、特に顕著に進展しているといえる。このことは「緑の革命」が「小麦革命」

第8表 I. A. D. P 地域における化学肥料の消費
(ヘクタール当り、キログラム)

地 域	窒素 (N)		リン酸 (P ₂ O ₅)		N+P ₂ O ₅	
	1962 } 63	1967 } 68	1962 } 63	1967 } 68	1962 } 63	1967 } 68
I.A.D.P地域第1グループ						
タンジョール	9.1	30.8	7.8	16.9	16.9	47.2
西ゴダヴァリ	24.4	47.1	8.3	5.2	32.9	52.4
シャーハバード	7.6	16.4	2.0	8.5	9.6	24.8
ライプール	1.7	4.0	0.7	0.7	2.4	4.7
アリガール	2.3	13.2	0.2	2.5	2.5	15.6
ルジーアナ	10.7	41.2	1.4	15.9	12.1	57.2
パーリー	0.5	1.8 ¹	0.1	0.6 ¹	0.6	2.4 ¹
第1グループ全体	6.8	18.5	2.8	6.2	9.6	24.6
I.A.D.P地域第2グループ						
アレバイ	8.1	19.9	8.1	13.9	16.2	33.8
バルガート	5.4	12.3	1.6	2.7	7.0	15.1
マンジャール	21.5	40.7	6.9	13.3	28.4	54.0
スーラート・バルサル	3.6	6.1	0.7	2.8	4.3	8.9
サムバルプール	0.5	3.3	0.4	2.1	0.9	5.4
ブルドワーン	4.0	9.0	2.1	1.9	6.2	10.9
バーンダラ	1.6 ²	2.3	0.8 ²	0.9	2.4 ²	3.2
カチャール	0.0	0.4	0.0	0.3	0.1	0.7
第2グループ全体	4.3	9.0	1.7	3.5	6.0	12.5
全 地 域	5.6	14.0	2.3	4.9	7.9	18.8

注1. 1966~67年 2. 1963~64年

資料 I. A. D. P [Report], p. 103.

とか「パンジャブにおける革命」と呼ばれる所以である。⁴⁸

C) H. Y. V の導入と近代的生産手段への投資の増大—機械化農業の発展 H. Y. V の導入は灌漑・化学肥料への投資を前提とし、それとあいまって進展してきたといえる。I. A. D. P 地域における化学肥料の消費状況は表 8 が示すごとくである。農業生産力の先進州パンジャブとその州の I. A. D. P 地域ルジーアナにおける近代的生産手段への投資状況は以下の⁴⁹ごとし。

まずパンジャブ州における灌漑（掘抜井戸—tube well）への投資状況をみれば、1960～61年における7,445基から1964～65年—1万2799、1965～66年—2万6000、1967～69年—4万4491へと7年間に約6倍の増大を示した。*Times of India* (30th, Apr. '69) によれば「最近15か月間に約2万以上の掘抜井戸が稼動した」ということであり、そのほとんどが私的に所有されている。化学肥料の消費状況についてみれば、1965～66年における23万6200トン、1967～68年—38万5000トン、1968～69年—88万トンへと3年間に約3.5倍増大した。とりわけ最近における顕著な増大は注目に値する。こうした投資過程を前提とし、かつそれとあいまって H. Y. V の播種面積は、1967～68年における160万エーカー（1965～66年、14万エーカー）から1968～69年の280万エーカーへと約1.7倍増大した。

「小麦戦線におけるパンジャブの偉大な成功のセンター・ピース」といわれるルジーアナ地域において、短稈性小麦の導入に力点が置かれ、1965～66年に輸入

48 G. Parthasarathy, *Green Revolution and Some Neglected Implications, Mainstream*, Apr. 19, 1969, p. 20. 以下で示す「Report」は H. Y. V の増収への貢献度を次のように大ざっぱに推定している。それによると1964～65年における総穀物生産高は8900万トンであり、これにたいし1967～68年のそれは9560万トンである。両年における気候状況は全体として類似している。そこで1964～65年の生産力レベルで1967～68年の生産高を推定した場合、それは9240万トンである。この差320万トンが H. Y. V に帰せられる増収分である。このうち290万トンすなわち90%が小麦のそれである。全増収高660万トンのうち260万トン（約40%）がパンジャブ（ハリアナ州をふくむ）で実現された。*Report of the Agricultural Prices Commission on price Policy for Kharif Cereals for the 1968-69 Season*, Sept. 1968, pp. 36-37.

49 以下の叙述は、*The Economic Times*, 8 th, Jan., '69 および *The Times of India*, 17 th, Feb., 30 th, Apr., 1 st, May, '69 参照。

されたメキシコ系の H. Y. V であるラルマ・ロジョ (Lerma Rojo) が、100戸の農家に割当てられ、170エーカーに播種された。この播種面積は1966~67年における1万8000エーカー、1967~68年の24万5000エーカーへと急増した。この年に3万2000戸の農家が、H. Y. V 計画にふくまれ(1961年におけるルジーアナ地域の人口—110万人、そのうち農家—4万5000戸)、この結果在来の Desi 小麦は、小麦耕作地のたんに5%を占めたにすぎない。1968~69年にはラルマ・ロジョはほとんど姿を消し、kalyan, S-227, S-308 が農場をとらえたといわれている。

H. Y. V の導入、灌漑・化学肥料への投資の増大過程は、小麦の生産高・単位当たり収量の増大に反映している。パンジャブ州における小麦の生産高は、1950~51年の約100万トンから、1966~67年—244万トン、1967~68年—335万トンへと約3倍の増大を示した。この間小麦耕作面積は1950~51年における114万ヘクタールから1967~68年の178万ヘクタールへと約56%増を示したのだから、小麦生産増加の主要因は、上述の過程に帰着させうる(ヘクタール当りの小麦生産高の推移は、1950~51年—901キログラム、1967~68年—1,863。全印平均—1,111)。

以上において H. Y. V の導入が、灌漑・化学肥料への投資の増大とからみあって、それが農業生産性の向上に反映していく過程を考察してきた。なおこの過程の考察において見落してはならないことは、H. Y. V の導入と農業の機械化との関連である。H. Y. V は播種から収穫までの期間が、在来品種とくらべて短く、それ故に二期作、多毛作といった形で農産物の増収・多様化を可能にした。この事情は土地利用度の増大→農業の機械化を促す主要な一要因である。I. A. D. P 「Report」は、I. A. D. P 地域における農業機械化の進展状況を以下のごとく伝えている。「I. A. D. P 農機具工場が予想通りではなかったが、何等かの有益な仕事をしてきた。それらのいくらかは、若干の新らしい機具を開発し、トラクターの運転において顧客相手の仕事を一般化することに先駆的な努力をしてきた。若干の関与され一般化された機具は、米穀脱穀ローラー、種子兼肥料まき機、動力脱穀機などである。あるI. A. D. P地域における単純な米穀脱穀ローラー

の開発は、8ないし10頭のブーロック（農業用雄牛）のチームによって米穀を脱穀する伝統的な習慣をかえ、ブーロック・パワーと時間の節約を結果した。ルジーアナ地域は農業機械化において離陸の段階に達した。電動の麦脱穀機が今日広範囲にこの地域で利用されている。ブーロックあるいはトラクターによって牽引される播種機とプランターが普及しつつある。トラクターによって牽引される刈取り機が最近開発され、市場に持ち出されたが、私企業が今日この分野において、ますます活動的となった⁵⁰。パンジャブ州において「もし現在の機械化率が維持されるならば、脱穀機としてのブーロックは来る4～5年間に過去のものとなるであろう⁵¹」といわれている。ここではコンバイン・ハーベスターが実用段階に入りつつある。なお、H. Y. V の導入とともに農作物の病虫害対策が重要性を帯びつつあり、これとともに新農業ならびに農作物保護設備 (plant protection equipment) の利用が急速に普及しはじめている。こうして I. A. D. P 地域においてこの種の設備の採用は、1960～62年以後6倍ほど増大した、とI. A. D. P 「Report」はのべている。⁵²

この節をとじるに当り、H. Y. V の導入を軸として進展する農業生産力の近代化—資本集約農業の発展—過程が、ここ数年来不況に悩むインド経済とりわけ近代工業にたいし、主として生産手段のための市場を提供しつつあることに、注目しておかねばならない。B. K. S. Jain は今後の農村市場の「有望性」に着目して、以下のごとく述べている。「農村市場の潜在力は、急速に変化しつつある。農業用工業製品の象徴としてのトラクターに注目しよう。1946年に4524人であったトラクター所有人口は、1966年に5万5222人に増加した。今日、年需要は2万5000台で、5年のうちに5万2000台に増加するであろう。1973～74年頃までに、農民は主としてト

50 I. A. D. P 「Report」, p. 16.

51 *The Times of India*, 30 th, Apr., '69.

52 I. A. D. P 「Report」, p. 19.

ラクターと農具、動力耕耘機、動力付農機械、農作物保護設備、ポンプ・セットと灌漑設備からなる農業用工業製品に、年間50億ルピーを投資するものと期待されている⁵³。試みに土地保有規模別にトラクター所有状況を見れば表9のごとくである。この表は最近におけるトラクター所有人口の急速な増加が、主として、25～100エーカーの土地保有規模を中心として

第9表 土地保有規模別トラクターの所有

土地保有規模 (エーカー)	トラクター所有者の割合(%)
25以下	4
25～ 50	15
50～ 70	25
70～100	13
100～150	18
150～250	14
250以上	11
計	100

資料 *Commerce*, Apr. 5, 1969, p. 659.

(ここにトラクター所有の53%が集中している)、中・大農層のうちにみられることを物語っている。

3) 地主の富農化とその諸要因

前節でみた集約農業発展過程の主體的担い手は、今日インドにおいて進歩的農民 (progressive farmer) とか紳士農民 (gentleman farmer) と呼ばれる中・大農層である。彼等の多くは以前の封建地主層あるいはその階層の後裔であり、土地改革によって「自己耕作者 (personal cultivators)」化され、5カ年計画と結びついた一連の農村の物的・制度的基盤の近代化政策 (たとえば農村開発計画, 技術改良普及事業, I. A. D. P, H. Y. V. P など) がもたらす恩恵を一身に享受してきた。そして今日、彼等は資本家的農業

53 B. K. S. Jain, Selling agro-industrial products, *Commerce*, Apr. 5, 1969, p. 659.

経営者への成長・転化の過程にある。I. A. D. P「Report」は、若干の I. A. D. P 地域を例にとりて、彼等の転身の状況を以下のごとく述べている。「シャーハバードにおいて、10年前には農民達は彼等の貯蓄をもって金・銀を購入するのが常であった。今日その大部分を彼等の土地の開発、子供の教育のために使用している。以前には農民がペストと病虫害の発生によって挫じかれていた西ゴダヴァリにおいて、今日農作物保護物資と諸サービスを需要しており、それらにたいして支払う用意がある。ルジーアナにおいて中農でさえトラクターを購入し、それを部分的に彼等の農地で使用し、他面では賃貸のために使用することに熱心である。多くの地域において、以前には他の職業にふけたいくらかの人々は、今日農業に転向しつつあり、新しい企業家階級が、インド農民のうちから出現しつつある⁵⁴。実際こうした転身の実例は枚挙にいとまがないほど、最近におけるインドの農業構造の変化は、質・量ともに急速である。「進歩的農民」が農場に近代的な鉄筋の住居をかまえ、そのいくらかは隣接する都市で運送会社あるいは商店を経営する多角的な実業家としても成長しつつあることと関連して、以下のもう一つの事例は「農村に生じつつあるものの一表象として」興味を持たれる。コマース誌によれば、北パンジャブにおいて ICI (Imperial Chemical Industries) が、新肥料工場の建設にさいし、1500万ルピー相当の普通株をその地方の農民に売却し、「グジャラートの農業組合は、国家部門の肥料工場における2000万ルピーの普通株を引受け、5000人(そこに所属する一筆者)が年次株主総会にあらわれ⁵⁵」、経営陣を狼狽させたということである。

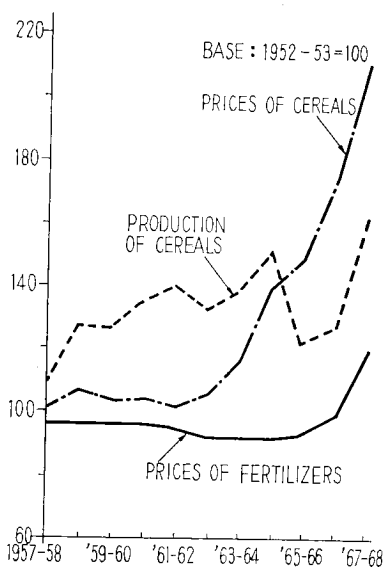
それでは以前の封建地主層あるいはその後裔をして、資本家的農業経営者に成長・転化せしめた直接的要因あるいはその誘因は何であったか。以下このことを彼等による H. Y. V の導入と関連させて考察しよう。まずこ

54 I. A. D. P「Report」, p. 12.

55 B. K. S. Jain, *op. cit.*, p. 659.

の誘因の大小は、生産費と収益の間のギャップに依存する。既述のごとく H. Y. V の導入は、化学肥料の強度な投入とあいまって行なわれるので、後者の誘因をさぐることによって、前者のそれを間接的にでわあるが明らかにすることができる。I. A. D. P 「Report」は「I. A. D. P に基礎を置く最近の研究は、化学肥料使用の誘因が、付加的生産物価値が肥料のコストの2倍以下である場合には弱く、比率が2.0と2.5の間にまたがっている

第10表 穀物生産・価格と肥料価格指数



資料 I. A. D. P 「Report」, p. 129.

ときには、適度ないし強く、その関係が3.0をこすときには非常に強い」ことを示しているとして、化学肥料投入の価格誘因の作用範囲を示している。表10からすると、この価格誘因は1964～65年以後における化学肥料のそれよりも一層急激な穀物価格の騰貴によって効果的となったとみることができる。

なお H. Y. V の採用は、それによって生ずる「非伝統的生産費」をカバーしてなおかつ十分な収益をもたらす農産物の増収が、期待できるかどうかによって規定される。

しかし、増収率は農作物の種類によって異なる。1958～61年（基準年）から1967～68年までの米、メーズ、小麦の生産高における増収の状況についてみれば、以下のごとし、米の増収率は最低の約38%、メーズ—約100%、小麦—約280%で、この増収分のうち H. Y. V に帰せられる割合は米—30%、メーズ—10%、小麦—44%で、小麦の場合でも特に mexican

57
 品種が相当は増収を実現した。この事情は、この品種がとくに急速に普及した理由を裏付けしている。こうした増収への期待が、農民を H. Y. V の採用へと導いた事情は、以下の事例によって示されうる。「改良種子の使用は、I. A. D. P において1961～62年以後約5倍だけ増加した。しかしこれ自体は進歩の指針ではない。H. Y. V の導入前に伝統的品種の改良種子は、農民自身が使用してきた種子を、ただ約10%上廻る増収を与えたにすぎない。これは農民が改良種子のプレミアムを支払うには十分魅力的なものではなかった。改良種子には、通常奨励金が与えられた。多くの場合各種の機関を通じて分配された改良種子は、農民によって使用されてきた在来種よりも一層良いということはない。しかしながら H. Y. V 作物の導入とともに、状況は完全に变化した。農民は産出高増大の一成分として優良品種の価値を急速に理解し、彼は今日信頼できる優良品種にたいし高いプレミアムを支払う用意がある」⁵⁸。

農民(中・大農層)による H. Y. V への高い反応の程度(表11参照)の背後には、一方では第3次5カ年計画期、とりわけ1963～64年以後の注目値する食糧品価格の騰貴、それにもとづく農業所得の増大、他方では地租その他の種類の租税負担の低率が彼等に相当な余剰をもたらしたという事情が作用しているように思われる。表12が示す第3次5カ年計画期間(1961～62—1965～66)を通じて、食糧品の卸売物価指数は48%だけ騰貴した。しかし物価騰貴の大部分は1963～64年以後にみられた。1962～63年までは食糧品物価指数が全商品物価指数を下廻ったのにたいし、1963～64年以後、

57 *Ibid.*, p. 21 および図表 IVA (p. 124).

58 *Ibid.*, p. 18. H. Y. V の採用の結果は、すべて良好であるとはいえない。H. Y. V. P 「Report」は、8地域の標本抽出調査において、4地域の H. Y. V 採用農民が損害を蒙ったことを示している (p. 50-51)。「多収穫品種としてケララに導入された Tainan-3 は、粘着性のため受入れられなかった。一般に多くの地域において、特にラビー作物収穫期において生産の面でうまく行った IR-8 は、その粒があらくまた粉の品質が悪いため消費者にそれほど人気がなかった」(I. A. D. P 「Report」, p. 22)

第11表 保有地規模別H. Y. V 採用農民の配分 エーカー(%)

州	抽出 村の 数	2.50 以下	2.5~ 5.0	5.0~ 10.0	10.0~ 20.0	20.0~ 50.0	50.0 以上
1	2	3	4	5	6	7	8
米							
アンドラ・プラデシュ	12	1.55	2.76	8.13	16.96	25.23	33.33
アッサム	3	38.89	50.00	65.12	50.00	0.00	0.00
ビハール	6	5.96	21.01	37.50	40.91	50.00	100.00
ジャム・カシミール	3	83.85	91.85	100.00	100.00	0.00	0.00
ケララ	6	18.15	31.15	40.45	44.74	25.00	100.00
マドラス(タミルナード)	9	70.33	68.48	74.69	82.35	95.23	100.00
マハラシュトラ	6	3.09	11.23	7.21	17.86	25.00	100.00
マイソール	3	0.00	11.54	7.41	14.29	20.00	0.00
オリッサ	6	1.90	5.18	13.26	28.57	69.23	100.00
パンジャブ	3	0.00	0.00	0.00	3.07	0.00	66.67
ウッタル・プラデシュ	6	17.68	43.80	65.51	54.54	50.00	100.00
西ベンガル	9	27.29	42.28	47.76	57.14	33.33	0.00
全 州	72	15.67	26.94	29.37	29.56	36.49	52.25
ジョワール							
マジャ・プラデシュ	3	0.00	0.00	0.00	4.24	3.81	15.79
マハラシュトラ	12	9.43	26.36	23.08	19.15	29.37	53.33
マイソール	3	0.00	5.00	2.25	2.04	1.89	9.61
全 州	18	3.29	13.85	12.50	11.53	12.04	18.60

資料 *Report on Evaluation of the High Yielding Varieties Programme, Kharif-1968*, P. E. O., Planning Commission, 1696 (以下 P. E. O [Report]), pp. 199-200, Table 4.1 より作成。

第12表 卸売物価指数 1952~53=100

年	食糧品	全商品
1960-61	120.0	124.2
1961-62	120.1	125.1
1962-63	126.1	127.9
1963-64	138.8	135.3
1964-65	159.9	152.7
1965-66	168.8	165.2
1966-67	199.9	191.3
1967-68	242.2	212.4

資料 *Report on Currency and Finance, 1967-68*, Statement I.

前者は後者を常に上廻り、そのギャップは累進的に増大した。かかる食糧品価格騰貴のメカニズムは、以下のごとく考察される。

表13からみられるように、第2次、第3次5カ年計画期における農業部門への巨額の投資にかかわらず、食糧生産は1961～62年には、1960～61年水準をわずかに上廻ったにすぎない。1962～63年には減退、1964～65年には8900万トンのピー

第13表 中央・州政府の農業・農村開発関係投資 (10万ルビー)

	1951-52	1955-56	1960-61	1962-62	1964-65	1966-67	1968-69 (予算)
灌漑・多目的 河谷計画事業	71,77 ¹	146,55	159,78	192,62	248,11	286,20	291,94
農村・社会開 発事業	82	26,89	52,31	62,08	74,35	74,60	71,90
農業改良・調 査事業	12	4,07	3,69	3,31	9,92	16,31	121,4
農業・家畜・ 協同組合	25,90	39,02	65,96	85,50	121,59	177,63	198,11
計	98,61 (22%) ²	216,53 (32%)	281,73 (25%)	243,51 (16%)	453,97 (24%)	554,74 (26%)	574,09 (24%)

注1 中央政府資本勘定におけるこの項目のもとの支出額は、1950—51年のそれである。なおこの項目の支出額のうちには、州政府においてなされる航空関係への支出額をふくむ。

2 ()内の%は中央政府資本勘定、州政府歳入・資本勘定における開発支出総額にしめる比率をしめす。

資料 Ibid, Statement 57, 59, 60 より作成。

クに達したが、1965～66年、1966～67年には2年続きの早魃によって、それぞれ7200万トンと7500万トンに下落した(第14表参照)。かかる食糧生産事情の反面、

第14表 食糧生産高と農業所得の推移

	1960-61	1961-62	1962-63	1963-64	1964-65	1965-66	1966-67
食糧(穀類・ 豆類)生産 (1000トン)	82,018	82,706	80,151	80,642	88,996	72,030	75,049
農業所得 (經常価格) 1000万ルビー	67,07	70,10	71,96	84,73	101,55 ¹	98,01 ¹	115,95 ²

注1. 予備評価 2. 速算値

資料 Ibid, Statement 3, 5.

人口は2.5%の成長率で増大した。中央・州政府の非開発支出とりわけ防衛関係支出の顕著な増大—47億3000万ルピー（1962～63年—中印国境紛争の年）から101億5000万ルピー（1968～69年）へと約115%増大（*Ibid*, St. 55, 57）—、長期の懐妊期間を要する巨額の農業・工業計画事業への投資にもとづく雇用増加から生ずる食糧にたいする貨幣需要の増大、「分配制度の隘路」から生ずる人工的食糧不足、これらは先にみた事情とからみ合せて食糧品価格の騰貴を促がしたといえる。開発計画支出、非開発支出は大いに赤字財政の創造と結び合っている。第15表は中央政府財政における歳入・資本勘定の過・不足額の状態ならびにその金融源泉が示されている。これ

第15表 中央政府財政における赤字とその金融（1000万ルピー）

	1950-51	1955-56	1960-61	1961-62	1962-63	1963-64	1964-65	1965-66	1966-67	1967-68 ¹	1968-69 ²
I 歳入勘定 過不足	+ 59.22	+ 40.45	+ 51.25	+ 124.85	+ 113.40	+ 187.54	+ 273.90	+ 319.76	+ 228.76	+ 87.09	+ 130.92
II 資本勘定 過不足	- 78.14	- 189.97	+ 126.47	- 214.27	- 250.13	- 379.10	- 431.27	- 516.93	- 586.77	- 381.82	- 412.52
III 雑勘定 (純) ³	+ 15.26	- 10.35	- 60.87	- 25.09	- 19.41	+ 24.70	- 14.47	+ 24.39	+ 62.72	- 5.27	- 7.67
IV 過不足額合計 (I+II+III)	- 3.66	- 159.87	+ 116.85	- 114.51	- 156.14	- 166.86	- 171.84	- 172.78	- 235.29	- 300.00	- 289.27
V 大蔵省証券発行高 ⁴ 増(-)	- 16.10	- 123.38	+ 141.31	- 118.69	- 174.57	- 157.41	- 111.56	- 218.32	- 357.73	- 245.00	- 290.00
VI 中央政府現金在高 増(+) 減(-)	+ 12.44	- 36.49	- 24.46	+ 4.18	+ 18.43	- 9.45	- 60.28	+ 45.54	+ 62.44	- 55.00	+ 0.73

注1. 補正額 2. 予算 3. イギリス・インド間の送金、現金の移転および準備銀行預金をふくむ 4. ほとんどが準備銀行に売却された
資料 *Ibid*, Statement 53.

ら勘定における不足額は、中央政府が準備銀行に保有する現金の支出によって決済される場合をのぞき、準備銀行による中央政府にたいする信用創造（後者の前者にたいする大蔵省証券の発行）によって埋合わされる。この信用創造が赤字財政とよばれるものであるが、逐年の赤字財政の増大は通貨供給高の累積に反映している（第16表）。

第16表 通貨供給高の推移（1000万ルピー）

年	通貨供給高
1950～51	1,406.5
1955～56	1,571.0
1960～61	2,098.0
1961～62	2,201.2
1962～63	2,379.5
1963～64	2,605.6
1964～65	2,769.0
1965～66	3,034.3
1966～67	3,196.8
1967～68	3,374.6 ¹

注1 暫定

資料 *Ibid*, Statement 1.

食糧品価格騰貴の結果、既述のように早魃による農業生産高の減退にかかわらず、1966～67年の総農業所得は、1960～61年における670億7000万ルピーから、1159億5000万ルピーへと約75%増加した。これにたいし全州政府財政の歳入勘定における歳入額（地租、電気税、灌漑関係収入）は1960～61年の11億7300万ルピーから、1966～67年における13億5560万ルピーへと約15%増加した（*Ibid*, Statement 59）。これらの源泉からの歳入額は、1960～61年における農業所得の1.7%を占めたのにたいし、1966～67年には1.1%に減少した。

ところで表17によって州財政の歳入勘定の構成をみると一般に後発資本主義諸国において経済発展の重要な資金源であると考えられる地租は、そこにおいて僅かな比重しか占めておらず、しかもインフレーション、若干

第17表 州政府歳入勘定歳入の内訳¹

(10万ルピー)

	1951-52	1955-56	1960-61	1961-62	1962-63	1963-64	1964-65	1965-66	1966-67	1967-68 ²	1968-69 ³
I 租税収入											
A 所得税 ..	57,05	63,08	100,47	104,26	105,77	128,42	135,26	133,89	149,26	179,68	160,56
個人所得税分配分 ..	52,65	55,28	90,58	94,37	95,24	118,10	123,59	123,17	136,99	167,12	147,20
農業所得税 ..	4,33	7,67	9,48	9,44	9,59	9,26	10,73	9,88	10,54	10,56	11,33
職業税 ..	7	13	40	45	94	1,06	94	84	1,73	2,00	2,09
B 財産・資本取引税 ..	75,40	111,04	144,41	148,75	179,12	191,13	197,85	196,71	178,32	197,23	213,35
財産税 ..		1,86	2,89	3,89	3,87	4,22	6,76	6,78	4,53	7,08	7,65
地租 ..	47,99	78,01	97,19	95,23	120,07	123,42	119,79	111,93	89,55	99,25	108,72
印紙・登記税 ..	25,56	29,08	43,33	46,57	52,21	61,41	68,55	74,11	81,22	88,00	93,30
都市不動産税 ..	1,85	2,10	1,00	3,06	2,97	2,08	2,75	3,89	3,02	2,90	3,68
C 商品・サービス税 ..	148,60	182,01	379,90	409,58	509,06	619,51	689,31	787,16	987,10	1,082,49	1,204,13
連邦消費税 ..	70	16,57	75,11	80,65	124,92	136,04	127,24	145,80	226,92	233,96	263,45
州消費税 ..	49,41	45,09	53,11	58,58	62,81	72,89	84,54	96,37	108,88	124,18	137,92
一般販売税 ..	54,40	80,06	142,44	163,14	187,52	245,41	295,09	338,57	406,85	459,06	513,90
自動車油販売税 ..	4,53	1,54	16,30	18,30	21,35	22,90	23,33	29,22	35,84	43,48	46,86
自動車税 ⁴ ..	10,09	15,88	34,10	37,93	46,29	57,40	59,33	64,22	69,32	77,85	83,45
鉄道運賃税 ..			13,79								
交際費税 ..	6,39	7,34	13,11	15,10	18,21	22,56	25,11	29,44	35,25	36,96	41,22
電気税 ..	3,39	5,82	12,51	14,89	19,48	27,29	33,43	35,36	43,48	47,83	52,41
その他 ⁵ ..	19,69	9,71	19,43	20,99	28,48	35,02	41,24	48,17	51,56	59,17	64,92
D 総租税収入 (A+B+C) ..	281,05	356,14	624,78	662,58	793,95	939,06	1,022,42	1,117,75	1,305,68	1,459,40	1,578,04
II 非租税収入 ..	115,35	198,13	387,03	410,90	489,91	551,13	612,57	732,46	829,52	982,69	1,009,08
III 歳入総額	396,40	554,27	1,011,81	1,073,49	1,283,86	1,490,20	1,634,98	1,850,21	2,135,20	2,442,09	2,587,12

注 1. 1951~52年の数字はアジメール、ポーバル、デリーなどの当時の“Part C States”を含まない。1957-58年以後の数字は、デリー、ヒマチャール・プラデシュを除外する再編成後の州を示し、ジャムとカンミールを含む。

2. 補正予算 3. 予算 4. 1961-62年から、II項に含くまれるようになった。

5. タバコ税、州内通過税、ジュート原料にたいする課税などをふくむ。

資料 *Ibid*, Statement 59.

州における地租の各種の免除あるいは廃止の結果としての、その比重は低下の一路をたどっている。(1951~52—12.1, 1960~61—9.6, 1966~67—4.2, 1967~68—4.0, 1968~69—4.2)。農業所得税は、インド所得税法(Indian Income Tax Act, Section 4 (3) VIII)のもとで、所得税の対象から除外されてきた。インド憲法は州政府に農業所得に課税する権能を与えている(Indian Constitution, VII Schedule, List II, Item 46)が、ビハール州が最初に農業所得税を導入(1938年)し、その後若干州がその賦課を行っただけである。それ故に州政府歳入勘定において、歳入総額にせめる農業所得税の比重は極めて低い(1951~52—1.1, 1960~61—1.0, 1966~67—0.5, 1967~68—0.4, 1968~69—0.4)。こうして間接税が州政府租税収入の主要源泉であり、それ(連邦消費税, 州消費税, 一般販売税)が州政府歳入総額にせめる割合は以下のごとし(1951~52年—26%, 1960~61年—27%, 1966~67年—35%, 1967~68年—34%, 1968~69年—35%)。ところでこれら間接税は「都市と農村の両方の消費者に、無差別にふりかかる。農村社会にたいする租税負担を算定する正確な方法はないが、これら租税負担は大いに都市の諸階級に及ぶということは明白な事実である。……重税をかけられる商品の性格を一見すれば、租税は意図的に都市部門に課せられていることがはっきりする⁵⁹」。この結果都市住民が農村住民(主として中・大農層)より一層きびしい租税負担にたえねばならぬことになる。表18は農業部門と都市部門における租税負担の程度を示したものである。

以上に見てきたように食糧品価格騰貴→農業所得の増大、農業部門にたいする課税率の相対的低位は、相当な程度において中・大農層の蓄積を可能にしたと推定しうる。農村過剰人口を前提とする、彼等に雇用される農業労働者の低賃金、分益小作農にたいする高率小作料が、基本的な蓄積源となったことが、ここで見落されるべきでない。表19は、H. Y. V の導入と関

59 R. S. Tiwari, Rationale of Wealth Tax on Agriculture, *AICC Economic Review*, June 1, 1969, p. 9.

第18表 平均課税率

期 間	農 業 部 門		非 農 業 部 門	
	一人当り租税 (ルピー)	一人当り所得 に占める租税 の比率	一人当り租税 (ルピー)	一人当り所得 に占める租税 の比率
1951—52	8.0	3.8	41.8	9.5
1955—56	9.5	5.4	38.4	8.9
1960—61	13.4	5.6	68.9	13.0
10年間にお ける増加率	151.0	—	194.4	—

資料 AICC Economic Review. Jun. 1, 1969, p. 8.

連して、とくに化学肥料の投入を中心として、相当な追加的經常支出（在来品種—Non H. V に比し）が必要とされることを示している。このことは表11において見られたように、H. Y. V を採用する農民層が、一般的に土

第19表 H. Y. V と在来品種栽培のための平均現金支出 (ルピー)

	H.V.Y 採用者 の 数	HV/Non HV	H. Y. V 採用者のエーカー当り平均支出							計
			種 子	化 肥	学 料	作物保 護物資	労 賃	灌 漑	その 他 費	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
州全体	米	HV	18.3	161.1	11.3	174.0	12.8	39.3	417.0	
		Non HV	22.7	55.2	1.3	86.4	6.8	13.0	185.6	
"	メーズ	HV	22.6	156.8	5.9	91.2	5.1	7.2	289.0	
		Non HV	44.9	48.9	2.5	55.0	9.3	10.6	171.4	
"	バジラ	HV	9.9	107.3	1.8	30.5	17.1	6.1	180.9	
		Non HV	14.3	32.7	0.6	14.1	12.2	4.0	78.1	
"	ジョワ ール	HV	25.7	119.6	24.7	59.0	1.2	9.2	239.7	
		Non HV	4.4	17.6	1.3	11.9	1.3	1.0	37.7	

資料 P. E. O [Report], pp. 290, Table 6. 1 より作成。

地保有規模に対応して増加している理由の一端を示すものである。表20によって、經常農業支出の資金源をみると在来品種に比し約2倍の經常支出が必要であるにかかわらず、案外自己資金に依存していることが分る。表21は土地保有規模・資金源泉別に、農業資産投資の状況を示したものである

第20表 経常農業支出の資金源

地 域	H. Y. V 採 用 者			
	自己資金	協同組合	政 府	そ の 他
コ ラ バ	38.76	59.71	..	1.53
タンジョール	78.60	18.27	..	3.13
ク ッ タ ー ク	26.58	73.42
カルナール	83.03	14.17	0.17	2.63
クリシュナ	52.82	47.18
エルナクラム	83.24	16.76
メ ー サ ナ	90.07	9.93	1.16	..
アリガール	52.72	3.08	34.76	9.44

資料 H. Y. V. P 「Report」, p. 44, Table No. 14 より作成

が、中・大農層(ここでは10エーカー以上の土地保有規模にぞくする農民層を指すものとする)は、小規模土地保有層にたいし、絶対的にも相対的にも巨額の農業資産投資を、特に機械・設備・土地および農場建築物に重点的に行っているが、経常支出においてみたように、ここにおいても自己資金による金融が支配的である。50エーカー以上の土地を保有する大農層は、90%自己資金によって購なっている(2.5以下の層における64%にたいし)。このことを可能にするためには、巨額の蓄積が、彼等のもとで行なわれておらなければならず、その根拠が問題とされなければならなかったのである。

以上要するに、富農・地主のもとで余剰の形成は、H. Y. V の導入に関連して生ずる非伝統的生産費と農産物価格との間のギャップ、H. Y. V による増収の可能性と結びついて、彼等をして資本家的集約農業の担い手として登場せしめた。その前提は電力・灌漑事業、新種・農業技術の開発、化学肥料・殺虫剤の生産など、農業生産の物的基盤を強化するための巨額の国家投資によって形成されてきたといえる。

4) 集約農業の発展と土地所有関係の変化

G. パルターサラティ (parthasarathy) は「H. Y. V の導入は農業投資の収益率を高める。これは農業構造にいくらかの重大な変化をもたらし

た」⁶⁰として、この変化のあり方を以下のごとく考察している。彼はまず農民層を次の範疇に区分する。① 自作地主 ② 在村地主 ③ 不在地主
④ 自小作 ⑤ 小作

ついで H. Y. V の導入が農業構造（ここでは土地所有関係）に与える影響について、まず①が④⑤から小作地を取上げ、経営地を拡大する傾向があらわれるとしている。①は農村に居住し、伝統的な技術で耕作可能な所有地を超過する部分を小作に出していたのだが、その小作地の取上げの結果として、④の保有地の減少（一般に④は農業経営の効率化上、その所有する小地片を補足するために、部分的に土地を他人から借入れていた過小農あるいは小農である）、⑤の農業労働者への転化。

第2の傾向について。一般的に小土地所有者である②は、それを④⑤から大土地所有者に貸替える。第3の傾向—50年代後半～60年代のはじめ頃には、③は土地を手離す側向を示したが、H. Y. V 計画はこの傾向をかえた。都市に居住する彼等の土地への投資は、「今日明白な」事実であり彼等は農業企業に関心を示している。

以上の諸傾向の進展は、一方では小作地の減少、土地なし農業労働者階層の増大を結果する。他方では地主・小作関係の農業企業関係への転化—つまり地主の農業資本家への転化。このように直線的に資本主義的農業の発展に導びくコースないし傾向にたいし、彼は以下の事情を考慮してもう一つのコースを指摘している。彼によれば「現在の実質賃金水準が急激な騰貴を示さないか、あるいは二者択一的に機械のコストが低下しないならば、純粹に経済的考慮にもとづいた機械化の速度は、緩慢であらねばならないだろう。さらに技術は今迄のところ、もっとも繁忙な農作業つまり植替えと収穫を機械化するよう工夫されていない」。このような事情は地主をして生産物のみならず、非伝統的生産費を分益小作農と分担しあう形

60 G. Parthasarathy, *op. cit.*, pp. 18-19.

で、「H. Y. V によって持ち出された新しい挑戦」に対応せしめ、地主・小作関係の性格的变化をもたらすということである。アンドラ・デルタ地帯では「土地貸付のこの制度への転換が極めて明白である」とされている。

以上はパルターサラティによって、H. Y. V の導入を軸とする資本集約農業の発展が、土地所有関係に及ぼす影響について考察してきた。筆者は昨年3月に約2週間にわたり、西ベンガル州農業省の厚意で、当州のI. A. D. P 地域、その他の地域、ブロックの農村事業を見学する機会に恵まれた。このさい I. A. D. P 担当官、各地域・ブロックの官吏、「進歩的農民」、分益小作農（バルガダール）と会見し、全体として緩慢であるが上記の傾向を、なかでも第1、第4のそれが相対的に顕著に現らわれてきていることを確認した。さらに上述の諸傾向は、農業生産力の先進的な地域において、強く現られるであろうことが、ある調査によって明らかにされている⁶¹。

ところで分益小作農は、一般的に小地片を所有するあるいは一片の土地をも所有しない過小農である。それ故に彼等は資力（信用能力をふくめ）にとぼしく、また既述のごとく小作立法の影響のもとで、小作契約は口頭の場合が多く、それさえ数年ほどで解消されるのが常である。こうして分益小作農の側からの生産改良への意欲は、もともと彼等を取り巻く客観的諸条件によって、著しく制約されてる。だからここで論及されている地主・小作関係の新しい対応形態は、結局地主の主導権のもとで、地主への分益小作農の経済的従属を強める形で一彼等のプロレタリアートへの一層の傾斜を強める形で一進行するであろう。

Ⅲ むすび—インドの土地改革と 農業構造における変化の関連

61 M. B. Desai, *op. cit.* p. 23.

インドにおける土地改革は、国家と現実的に土地を耕作する農民の間に幾重にも介在した封建地主層を排除し、現実的な土地耕作農民を国家との直接的関係のもとにおくことによって、土地所有関係をライヤートワリー制度に一元化するとともに、後者を封建的諸制約から解放し、「個性の開発のための機会」を与えられた自作農として今後の農村社会の発展の中核的担い手たらしめることを意図した。だがその意図に反して現実的には、国家との直接的関係のもとにおかれたのは、若干州をのぞいて上層の小作農および以前の封建地主層そのものであった。土地改革によって廃除の対象となったのは、ザミンダールとかジャギルダールなどの制度的な、法定の封建地主層であって、ライヤートワリー制度下における封建地主層ではなかった。いづれにしろこれらの階級は、土地改革の結果、「自己耕作者（自作農あるいは資本家的農業経営者）」として今後の発展の道を保証され、「自己耕作」のため法定の限度まで土地を所有する権利を付与された。だが他面では以前の封建地主層の自己耕作者化の法制的パイプとして、彼等に付与された上述の権利は、大量の小作農の土地からの分離→プロレタリアートへの転化の手段として作用した。小作農の地位を保証し、彼等に土地の購入権を付与した小作立法は、かえって彼等の地位を不安定にし、そのプロ化を促がすことになった。こうしてインドの土地改革は小作農の土地からの分離→プロ化の有力なテコとして作用し、この意味では、農業構造の近代的、資本主義的変革の一前提を形成するものであったが、農業外雇用機会の欠如、農業生産力の強度な自然依存性のもとで、土地から切離された小作農の多くは、地主の意志次第でいつでもそこから追放されるテンポラリーテナント＝プロレタリアートへの過渡的形態として「隠蔽された」分益小作制度のもとに包摂され、その結果土地改革後において地主・小作関係が広範囲に温存された（もちろん封建的なその再生ではない）。それはまた農業生産力の発展にたいする重大なる足かせとなり、急速な人口成長によって加重された深刻な食糧不足を招来した。

インド政府は食糧不足を客観的に条件づけている農業構造の生産関係側面に手をふれることなく、一連の5カ年計画との関連のもとで、灌漑・電力開発への大規模な投資をはじめとし、農村開発計画・技術改良普及事業・集約農業開発計画・多収穫品種計画などにみられる多面的な農業生産力基盤の強化・近代化政策の実施によって、食糧不足の打開を計ってきた。ところでかかる農業生産力基盤の強化・近代化政策こそ、徐々に地主の富

〔 農化=農業資本家化の物的基盤を形成していったのである。食糧不足→食糧品価格騰貴→農業所得の増大←地主にたいする租税面における優遇措置・低賃金農業労働力の搾取・分益小作農にたいする高率地代。こうして蓄積された余剰をもとにして、地主は上述の物的基盤の形成を前提とし、彼等にたいする様々な投資誘因の作用に媒介されて、資本家的農業経営者への道を歩み始めている。この過程において分益小作制度のもとにある地主・小作関係はその性格を変化しつつあり、分益小作農は地主への経済的従属を強めながら、プロレタリアートへの過渡的形態の實質をますます濃厚にしている。

こうみえてくとインドにおける土地改革は、様々な面からその不徹底さが強調されてきたが、下からの農業構造の近代的民主主義的変革（これは直線的に下からの資本主義的変革とイコールにおきえない）にかんする限り、それはたしかに現実のものとならなかった。この意味で不徹底であったといえる。だが土地改革は、それによつて農村における経済余剰の封建的搾取機構（中間介在者制度、強制労働制度など）を解体し、これによって地租の徴収権を民族国家の手中に掌握する一元的な土地制度を創設するとともに、

62

経済余剰の生産的投資の機構を確立した。このことによって、それは近代

62 ウッター・プラデシュにおいて、1951-52年に中間介在者は、総額1億9100万ルピーの地代を受取り、そのうち地租として7150万ルピーを支払った。今日この差額1億1950万ルピーが州政府のものとなった。もちろん以前の中間介在者にたいしここから補償金、厚生年金などを支払わねばならないが。B. Singh, *op. cit.*, p. 18.

的な自立的国民経済形成の主要な前提条件を形成するものであった。この前提のうえに一連の5カ年計画を通じて、国家部門の発展を軸として工業・農業生産力基礎の強化・近代化への大規模な国家的投資過程が開始された。もとより地租をパイプとする農村の経済余剰の吸収→国家的・生産的投資の機構は、すでにみたように決して十分に機能したとはいえない。それ故に上述の過程は赤字財政、間接税にもとづく主として都市の一般大衆の収奪＝強制貯蓄、外国援助への強度な依存にもとづいて強行され、このことによって国民経済形成過程において、様々な困難と矛盾を生みだした。この点の考察はここではさておき、大規模な国家的投資はそこに深刻な諸矛盾をはらみながらも、農業分野において、農業生産力基盤の強化・近代化政策の遂行とあいまって地主の富農化への物的基盤を徐々に形成した。土地改革はまさにこうした過程との結びつきにおいて、上からの農業構造の近代化＝農業における資本主義の発展という形で結実しつつあるといえる。経済的強制にともづく農業労働力搾取の制度的枠組は消滅したとはいえず、「習慣は抵抗している」⁶³。インドのように土地への人口圧力の強い国では、この「習慣」は強く残されていると考えられる。農業の資本主義化という場合、農業労働力の搾取のあり方について検討を要する。⁶⁴しかし

63 D. Thorner, *Land and Labour in India*, 1961, p. 28.

64 インドにおける農業労働者の存在形態は、賃金の支払条件（現物か貨幣か）、雇用契約の形態（口頭か文書か）と期間、他の仕事を求める自由のあるなし等にかんし、極めて多様である。農業労働調査（*Agricultural Labour in India, Report on the Second Agricultural Labour Enquiry, 1956-57, Vol. I-All India*—以下AL「Report」）は、農業労働者（ここでは常雇労働者—attached labour）を以下の4範疇に分類している。

i 負債による束縛あるいは紐つき小作地（tie in allotment）から自由な農業労働者、ii 紐つき小作地をもつもの、iii 負債にしばられているもの、iv 負債と紐つき小作にしばられているもの（AL「Report」, p. 86）。iは本来の意味での農業資金労働者である（この種の労働者については、O. Thorner, *op. cit.*, pp. 23-28 参照）。iiはたとえば、ウッタル・プラデシュにおいてhawahas, オリッサ州ではhetaとよばれる常雇労働者のごとく、地主から小地片を名目的な地代の支払によって、あるいは無地代で貸与されるかわりに、地主の要請があるときはいつでも、通常以下の低賃金で、長時間労働力を提供しなければなら

そこに半封建的性格が濃厚に付着していようと、地主・富農層は、かかる関係に寄生して農民から剰余労働の全部あるいは必要労働部分さえ搾取るか、の封建地主層とは明らかに区別されなければならない。むしろ

い農業労働者をさす。この制度は必要とするときはいつでも、自由にしかも低賃金で農業労働力を確保しようとする地主の配慮と結びついているが、地主はしばしば雇用契約を結ぶ場合、きびしい条件を農業労働者に課し、「仕事をやめることが彼にとって実際に不可能であるような状態が作り出された」(AL「Report」p. 79)。農業労働者が地主にたいして負債を背負う場合—これはインドにおいて普通のことである—、オリッサ州の gothi のように「借金が利子とともに返済されるまで、雇主に付属させられる以外どんな選択権もない」(Ibid., p. 83)。ウッタル・プラデシュの後進地域では「雇主は依然としてこれら常雇労働者の無知を利用して、彼等を永久的な債務奴隷の身分にしばりつけている」(Ibid., p. 77)。もし労働者が借金の返済なしに死亡すれば、「彼の息子によって履行されねばならない」(Ibid., p. 76-78)。

経済外的強制的制度的な枠組がはずされたとしても、農村の過剰人口・農民大衆の貧困は、紐つき小作地あるいは負債による拘束を通じて、農業労働者の地主への従属をつよめ、かかる事情のもとで農業労働者は「封建制度下に経済外的に強制されたものを経済的に強制され」(宇野『農業問題序説』, 91ページ)ている。こうして「農業労働者の借金返済の不能性は、しばしば名目的賃金あるいはそれなしに、労働を搾取る慣行を生じた。……ベガール (begar) を別として、ベンガルとビハールにおいて残存している abwabs あるいは不法な強制取立金を課する制度がある。……なお金貸しによる耕作者の徐々なる搾取の過程は、原住民を強制労働と不法な取立金の支払を課せられやすい作男 (service tenants) の身分に押しやっている。農奴制はこうして、インドにおいて容易に消滅しない」(C. B. Matoria, *op. cit.*, p. 345)。封建的な搾取の一形態であった「ハーリー (hali) 制度は、たとえ経済へのその締め付けが相当ゆるんだとはいえ、未だ消滅していない」(Gov. of Gujarat, *Report of the Minimum Wages Advisory Committee for Employment in Agriculture*, 1966, p. 40)。ベガールとハーリー制度は、それらがそのままの形で、封建制度下のインドから受け継がれ、残っているとはいえないが、農民大衆の経済的諸困難が、地主にたいし、新しい基盤のうえで過去の慣行を農業労働力の搾取のために利用させる根拠を与えている。この意味においてそれらが「容易に消滅しない」のである。このことは「たんなる立法は経済的強制から生ずる諸困難にたいする救済策でない」(Report on the National Commission on Labour, 1969, p. 409) ことを物語っている。ただし本稿の関連において見なければならない点は、土地改革が小作地の貸与を通じて形成された、特定の農業労働者との地主の結びつきの紐をゆるめ、そのことによって後者から半農奴的性格を奪う方向に作用したことである(その理由は、本稿の【参照、その事例は AL「Report」, p. 76, 5段目, p. 80, 3段目および p. 82, 6段目参照)。農業生産力基盤の強化、地主にたいする有利な物的刺戟の作用は、すでに述べた理由によって、かかる半封建的慣行を解消していく傾向を強めていくであろう。

彼等は農業生産力基盤の形成とともに、かかる関係を利用して、ブルジョア的致富の道を歩みつつあるといえる。

もちろんこの道は彼等にとって平坦な道ではない。下からの農村の民主主義的変革を置き去りにして遂行された上からの農村の資本主義的変革の道は、様々な矛盾(小作農のプロ化→農業労働者問題の深刻化、人口成長によって加速される土地の細分化の進行→過小農・小農問題の悪化、農民大衆の絶対的窮乏化の進行)を農村社会に孕ませ、それらを顕在化し、尖鋭化し、農村社会不安を醸成している。タンジョールの悲劇(1968年12月末に生じた多数の農業労働者家族の焼打事件)をはじめとし、最近におけるケララ、アンドラ、西ベンガルの農村で頻発している地主対小作農・農業労働者の紛争(小作料の引下げ、賃金の引上げ、地主による不正取上げ地の奪還などをめぐる)、一州内部の先進地域にたいする後進地域の対抗—テレンガナ分離運動、農村の軍事的解放を唱えるナクサライトの胎頭—これらの諸事象は農村の近代化過程において生みだされる矛盾の発現形態である。最近インドにおいて進展している農業構造の近代化過程はさまざまな形で農村社会不安を醸成しながら、こうした事情のもとでこの過程でうみ出される矛盾の展開を媒介とし、そこに根拠づけられている農業構造変革の二つの道をめぐる斗争を深めているのである。

第21表 土地保有規模・資金源別参加者の数および農業資産投資額

土地保有規模 (エーカー)	資金源 {公的 1 私的 2 自己 3}	土地および農場建築物						灌 漑		機械・設備		家 畜		総農業資産 投資額 (ルピー)
		土 地		土地改良		農 場 建 築 物		数	投資額 (ルピー)	数	投資額 (ルピー)	数	投資額 (ルピー)	
		数	投資額 (ルピー)	数	投資額 (ルピー)	数	投資額 (ルピー)							
2.5 以下	1	1	3,000	8	3,500	1	1	2,200	0	—	2	800	9,501	
	2	3	6,600	0	—	0	1	200	3	975	16	5,760	13,535	
	3	6	19,285	20	2,666	15	2,420	1	1,250	20	5,018	47	10,944	41,583
	小 計	9	28,885	28	6,166	16	2,421	3	3,650	22	5,993	63	17,504	63,619
2.5~5.0	1	0	—	2	600	0	0	—	1	2,100	2	420	3,120	
	2	1	300	4	2,425	0	0	—	1	1,000	17	4,420	8,145	
	3	12	25,053	20	6,525	19	7,533	9	5,290	30	1,890	100	26,329	72,617
	小 計	13	25,350	26	9,550	19	7,533	9	5,290	31	4,990	118	31,169	83,882
5.0~10.0	1	0	—	2	700	3	1,750	10	23,700	0	—	1	550	26,700
	2	2	6,450	6	10,675	2	960	5	12,800	1	500	16	12,125	43,510
	3	12	80,150	51	17,988	25	17,025	12	18,480	29	8,407	64	49,027	191,077
	小 計	13	86,600	58	29,363	30	19,735	21	54,980	30	8,907	81	61,702	261,287
10.0~20.0	1	0	—	1	800	0	—	3	5,500	0	—	1	450	6,750
	2	3	4,600	7	4,600	0	—	5	4,925	2	22,400	17	12,425	48,950
	3	13	122,600	42	27,691	8	6,659	17	35,255	37	35,998	67	40,637	268,840
	小 計	15	127,200	50	33,091	8	6,659	24	45,680	39	58,398	85	53,512	324,540
20.0~50.0	1	0	—	1	1,500	0	—	10	24,100	1	3,000	1	600	39,200
	2	3	14,500	3	5,100	5	7,500	2	150	2	6,800	8	15,350	49,400
	3	9	116,450	41	40,045	8	9,950	19	55,494	30	144,238	64	58,469	424,646
	小 計	10	130,950	45	46,645	13	17,450	28	79,744	33	154,038	72	74,419	503,246
50.0以上	1	0	—	1	6,000	0	—	4	18,150	0	—	0	—	24,150
	2	1	11,000	0	—	0	—	1	4,000	1	2,000	0	—	17,000
	3	6	73,625	10	82,200	9	12,820	6	24,700	15	142,700	31	32,579	368,624
	小 計	7	84,625	11	88,200	9	12,820	11	46,850	16	144,700	31	32,579	409,774
全 規 模	1	13	3,000	15	13,100	4	1,751	26	73,650	2	5,100	8	2,820	99,421
	2	13	43,450	20	22,800	7	8,460	14	22,075	10	33,675	68	50,080	180,540
	3	59	437,160	184	177,115	84	56,407	54	140,469	161	338,251	375	217,985	1,367,387
	合 計	67	483,610	218	213,015	95	66,618	96	236,194	171	377,026	446	270,885	1,647,348

資料 P. E. O 「Report」, Table 6, 2, pp. 291-296 より作成